

経営事項審査申請手続きのしおり

審査申請等の受付

申請書は、申請区分を問わず郵送、来庁いずれでも受け付けます。
来庁の場合は、以下の日時にて受付を行います（予約は不要ですが、下記日時のみとさせていただきますのでご注意ください）。

1 日時

月曜日、水曜日及び木曜日
午前10:00～11:30
午後1:00～3:00

2 場所

群馬県 県土整備部 建設企画課 建設業対策室
〒371-8570 群馬県前橋市大手町1-1-1
(県庁21階 南フロア)
電話 027-226-3524・3520

このしおりは群馬県知事許可の建設業者の方を対象にしています。

群馬県 県土整備部 建設企画課
(令和8年7月改訂版)

※修正箇所は赤字で表示しています

注

「経営規模等評価結果通知書」及び「総合評定値通知書」については、結果通知後の訂正は一切認めていませんので、責任者の方が十分に確認された上、申請していただきますようお願いいたします。

なお、事実と異なる申請や書類の偽造（※）等を行った場合は、建設業法違反として、6ヶ月以下の懲役又は100万円以下の罰金若しくは懲役と罰金の両方が科せられることがあります。（建設業法（昭和24年法律第100号）第50条）

（※）評価要件に該当する事実が存在する場合であっても、経営事項審査上の要件を満たすために、架空の書類を作成する行為や既存の書類に手を加える行為等は「書類の偽造」に該当します。

確認書類に係る滅失・毀損・誤記載等により確認書類の提出が困難である場合には、事前にご相談ください。

目 次

I 経営事項審査制度の概要

1 経営事項審査とは	1
2 経営状況分析とは	1
3 経営規模等評価等とは	2
4 総合評定値請求とは	2

II 申請書類等

1 申請書を提出する手順	3
2 申請書の提出方法等	4
(参考) 登録経営状況分析機関一覧	5
3 手数料について	6
4 申請に必要な書類及び提出部数等	7
5 添付(提出)書類について	8

III 記載方法等

1 記載全般について	2 1
2 完成工事高について	2 1
3 技術職員について	2 5
4 特殊な場合の経営規模等評価について	2 9
5 経営規模等評価結果通知書の公表、再審査及び申請の取下げ等について	3 1
6 経営規模等評価結果証明書等の発行について(通知書を紛失した場合)	3 2

IV 記入例及び記入上の注意

1 様式第二十五号の十四 本紙 記入例	3 5
2 様式第二十五号の十四 本紙 記入上の注意	3 7
3 様式第二十五号の十四 別紙一 記入例	4 0
4 様式第二十五号の十四 別紙一 記入上の注意	4 2
5 様式第二十五号の十四 別紙二 記入例	4 3
6 様式第二十五号の十四 別紙二 記入上の注意	4 4
6-1 様式第二十五号の十四 別紙二 CPD 単位取得数に係る単位認定団体	4 5
7 様式第二十五号の十四 別紙三 記入例	4 6
8 様式第二十五号の十四 別紙三 記入上の注意	4 7
9 様式第4号 CPD 単位を取得した技術者名簿 記入例	5 1
10 様式第5号 技能者名簿 記入例	5 2
11 様式第6号 CCUS 誓約書・同意書 記入例	5 3
12 様式第7号 自主宣言制度誓約書 記入例	5 5

V 決算変更届・工事経歴書

1 決算変更届について	5 7
2 兼業事業について	5 7
3 消費税の扱い	5 7
4 工事経歴書の作成上の注意	5 7

VI 各種コード表

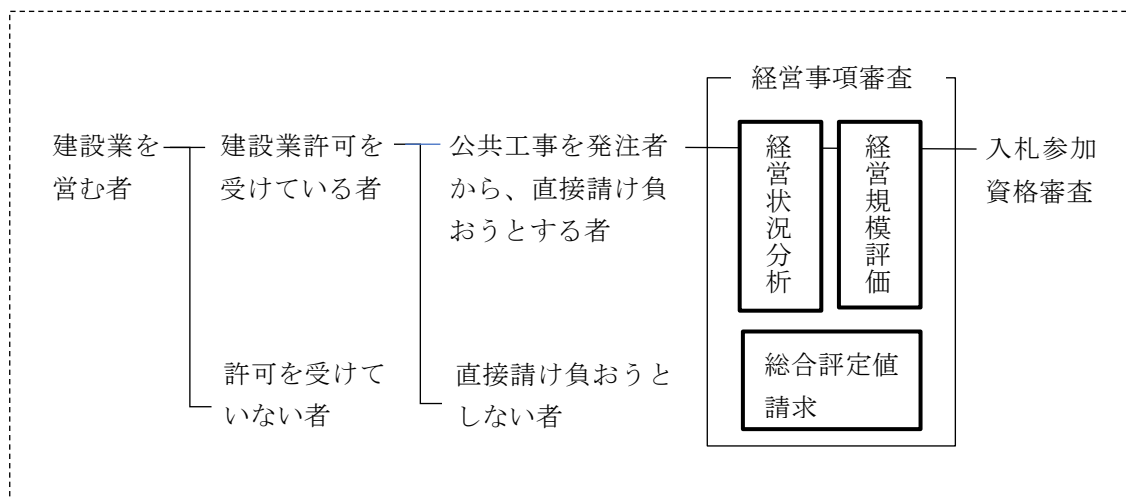
6 0

VII	その他様式等	65
1	工事種類別完成工事高付表	65
2	経理処理の適正を確認した旨の書類	66
3	継続雇用制度の適用を受けている技術職員名簿	72
4	発注証明書	73
5	雇用保険加入済確認願	74
6	防災協定締結証明書	75
7	建設機械のリース契約に関する誓約書	76
8	保有建設機械一覧表	78
9	経営事項審査申請書類確認書	80
10	取下げ願	81
【参 考】	経営事項審査に関連する事項の問い合わせ先	82

I 経営事項審査制度の概要

1 経営事項審査とは

- ・ 経営事項審査は、公共工事（国、地方公共団体などが発注する建設工事）を発注者から直接請け負おうとする建設業許可業者が、必ず受けなければならない審査です。（建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第27条の23）
- ・ 経営事項審査を受けるには、その工事業種について建設業許可を受けていることが必要です。
- ・ 経営事項審査の手続きは、国土交通省へ登録している経営状況分析機関（以下「登録経営状況分析機関」）への「**経営状況分析申請**」、許可行政庁への「**経営事項規模評価申請**」、「**総合評定値請求**」の3つの審査で構成されています。



- ・ 公共工事を請け負おうとする建設業者は、発注者と請負契約を締結する際に、有効な「経営状況分析結果通知書」及び「経営規模等評価結果通知書」の交付を受けていなければなりません。
- ・ 経営事項審査の有効期間は、事業年度終了の日（決算日）から1年7ヶ月です。公共工事の入札参加資格の認定を受けている建設業者の方は、有効期間を切らさないように毎年決算が終了後、速やかに経営事項審査を申請する必要があります。
※結果通知までの期間（申請時期の目安）は2ページ参照。
- ・ 公共工事の入札参加資格の認定を受けていても、経営事項審査の有効期間が切れてしまった場合には、公共工事の請負契約を締結することは出来ません。

2 経営状況分析とは

- ・ 経営状況分析は、経営事項審査の審査事項の一つで、公共工事を直接請け負おうとする建設業者の経営状況を数値によって評価するものです。
- ・ 経営状況分析は、登録経営状況分析機関へ申請して行います。詳細な申請方法等については、各登録経営状況分析機関（5ページ参照）へ照会してください。

- ・群馬県及び群馬県内の地方自治体が発注する公共工事の入札参加資格申請をする場合は、総合評定値の計算を請求していることを条件としています。総合評定値の計算を請求する場合には、「経営状況分析結果通知書」の添付が必要となるため、「総合評定値請求」をする前に「経営状況分析申請」を行って、「経営状況分析結果通知書」の交付を受ける必要があります。

3 経営規模等評価とは

- ・経営規模等評価は、経営事項審査の審査事項の一つで、公共工事を直接請け負おうとする建設業者の経営規模、技術的能力、その他の客観的事項を数値によって評価するものです。
- ・経営規模等評価は、許可行政庁（群馬県許可業者の場合は群馬県）へ申請して行います。

4 総合評定値請求とは

- ・総合評定値請求とは、経営状況分析及び経営規模等評価それぞれの結果から各申請業種毎に、総合評定値(P)という数値を計算するものです。
- ・総合評定値は、各建設業者の申請により許可行政庁（群馬県許可業者の場合は群馬県）が計算して通知します。
(通常、総合評定値は経営規模等評価申請と同時に請求します。)
- ・総合評定値は、各発注機関において客観的事項として、建設業者の格付け、順位付け等に利用される数値です。

- ・公共工事の各発注機関では、通常、入札参加資格に総合評定値を事前に請求していることを条件としていますので、このしおりにおいては、**経営規模等評価申請と同時に総合評定値請求をするものとして解説しています。**
なお、申請者の都合により経営規模等評価申請と総合評定請求を別々に行う場合には、申請方法・必要書類等についてお問い合わせの上申請してください。

5 結果通知までの期間（申請時期の目安）

- ・群馬県知事許可業者の場合、「経営規模等評価結果通知書」・「総合評定値通知書」の発送までは、**標準で県庁建設企画課へ申請した日から約1ヶ月程度の期間が必要**となります。
※補正に要した期間は上記の期間に含まれません。また、申請が集中した場合や年末年始等の連休期間の場合など、審査期間は時期により多少前後します)。
- ・有効期間満了前の結果通知取得のほか、入札参加資格審査申請を予定している場合など、**結果通知が必須となる時点が明確な場合には、補正が生じる可能性等を考慮し、概ねその時点の2ヶ月前までに申請できるようお早めに準備してください。**
- ・各時点における審査の混雑状況、申請時期の目安については、適宜、県庁建設企画課までお問い合わせください。

Ⅱ 申請書類等

1 申請書を提出する手順

(1) 事業年度経過時の変更届（決算変更届）の提出（①～②）

建設業許可業者は、毎事業年度経過後4ヶ月以内に変更届出書（決算変更届）を提出しなければなりません（法第11条）ので、群馬県県土整備部建設企画課（以下「県庁建設企画課」という。）に提出してください。

(2) 経営状況分析の申請（③）

登録経営状況分析機関へ経営状況分析申請を行います。

(3) 登録経営状況分析機関から「経営状況分析結果通知書」の発行（④）

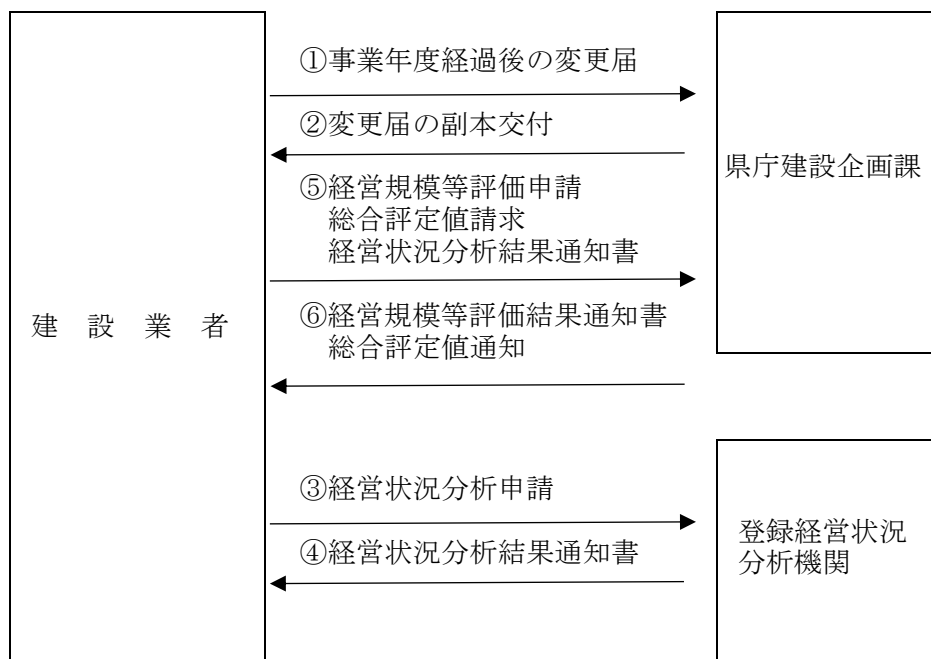
この「経営状況分析結果通知書」は、次の「総合評定値請求」をする場合に必要です。経営状況分析の申請から結果通知の発行まで2～3週間かかりますので、登録経営状況分析機関への申請は早めに行ってください。

(4) 経営規模等評価の申請及び総合評定値請求（⑤）

県庁建設企画課へ経営規模等評価申請及び総合評定値請求を行います。この際、「経営状況分析結果通知書（正本）」の添付が必要です。

(5) 「経営規模等評価結果通知書」及び「総合評定値通知書」の送付（⑥）

申請者あてに「経営規模等評価結果通知書」・「総合評定値通知書」が郵送されます。なお、「経営規模等評価結果通知書」・「総合評定値通知書」は再発行できませんので、大切に保管してください。



2 申請書の提出方法等

(1) 書面による申請の場合

受付日時等	提出先
<p>知事許可業者</p> <p>○ 持参又は郵送（一般書留）してください。</p> <p>注1：郵送で副本の返送を希望する場合には、返信用封筒に必要な切手を貼って持参又は同封してください。</p> <p>同様に、郵送で添付資料の返却も希望する場合には、副本の返送用とは別の返信用封筒に必要な切手を貼って持参又は同封してください。</p> <p>注2：証紙の金額が5万円以下の申請を郵送する場合は、簡易書留でも可。</p> <p>○ 申請を行うことができるのは、次の方です。</p> <p>①個人 → 申請者本人</p> <p>②法人 → 当該法人の従業員</p> <p>③代理人 → 行政書士等、その補助者 (代理申請の場合は、委任状を提出してください。)</p> <p>※申請手続きの代理については、法律で行政書士（弁護士）に限られます。 前記以外の者が、業としてこれを行うことはできません。</p>	<p>〒371-8570 前橋市大手町1-1-1 群馬県 県土整備部 建設企画課 建設業対策室 (県庁21階南側)</p> <p>電話 027-226-3524</p>
<p>県内大臣許可業者</p> <p>・関東地方整備局建設産業第一課に直接持参または郵送してください。詳細は関東地方整備局ホームページ (https://www.ktr.mlit.go.jp/) で確認してください。</p>	

※各申請用紙販売場所

一般社団法人群馬県建設業協会（前橋市元総社町2-5-3、TEL 027-252-1666）

(2) 電子申請システム（JCIP）による電子申請の場合

令和5年1月から経営事項審査申請及び建設業許可申請・各種変更届出がオンライン上で可能となりました。【建設業許可・経営事項審査電子システム（JCIP）】

本システムは国土交通省が開発したシステムであり、一部を除く全国の許可行政庁で導入されています。

群馬県知事許可業者についてもご利用いただけますので、詳細は群馬県ホームページをご確認ください。

【参 考】 経営状況分析申請

受付日時等	提出先・問合せ先
<p>(1) 受付は通年で行っています。</p> <p>(2) 詳細は各登録経営状況分析機関へ確認してください。</p> <p>※総合評定値請求をする場合は、経営状況分析結果通知書が必要となりますので、経営規模等評価申請をする2～3週間前までに申請してください。</p>	<p>各登録経営状況分析機関 (5ページ参照)</p>

(参考) 登録経営状況分析機関一覧

登録番号	機関の名称	事務所の所在地	電話番号
1	(一財) 建設業情報管理センター	東京都中央区日本橋伝馬町 14-1	03-6661-6663
2	(株) マネージメント・データ・リサーチ	熊本県熊本市京町 2-2-37	096-278-8330
4	ワイズ公共データシステム (株)	長野県長野市田町 2120-1	026-232-1145
5	(株) 九州経営情報分析センター	長崎県長崎市今博多町 22	095-811-1477
7	(有) 北海道経営情報センター	北海道札幌市白石区東札幌一条 4-8-1	011-820-6111
8	(株) ネットコア	栃木県宇都宮市鶴田町 2-5-24	028-649-0111
9	(株) 経営状況分析センター	東京都港区三田 1-2-22 東洋ビル 6 階	03-6685-1008
10	経営状況分析センター西日本 (株)	山口県宇部市北琴芝 1-6-10	0836-38-3781
11	(株) NKB (旧) 日本建設業経営分析センター	福岡県北九州市小倉北区重住 3- 2-12	093-982-3800
22	(株) 建設業経営情報分析センター	東京都立川市柴崎町 2-17-6	042-505-7533

※最新の登録状況など詳細は、国土交通省 不動産・建設経済課

(代表電話：03-5253-8111) にお問い合わせいただくか、国土交通省のホームページでご確認ください。

・国土交通省ホームページ <http://www.mlit.go.jp>

※登録番号 3, 6, 12～21 は欠番です。

3 手数料について

(1) 手数料額

経営規模等評価手数料 8, 100円 + (2, 300円 × 審査対象業種数)

総合評定値請求手数料 400円 + (200円 × 請求対象業種数)

(2) 納入方法

群馬県収入証紙を「審査手数料群馬県収入証紙貼付書」に貼り付けて納入してください。
 なお、払込書による納付を希望する場合は、事前に提出先（群馬県 県土整備部 建設
 設業対策室 電話：027-226-3524）へご相談ください。

【手数料早見表】

審査業種数	経営規模等評価手数料	総合評定値請求手数料	手数料の合計額
1 業種	10, 400円	600円	11, 000円
2 業種	12, 700円	800円	13, 500円
3 業種	15, 000円	1, 000円	16, 000円
4 業種	17, 300円	1, 200円	18, 500円
5 業種	19, 600円	1, 400円	21, 000円
6 業種	21, 900円	1, 600円	23, 500円
7 業種	24, 200円	1, 800円	26, 000円
8 業種	26, 500円	2, 000円	28, 500円
9 業種	28, 800円	2, 200円	31, 000円
10 業種	31, 100円	2, 400円	33, 500円
11 業種	33, 400円	2, 600円	36, 000円
12 業種	35, 700円	2, 800円	38, 500円
13 業種	38, 000円	3, 000円	41, 000円
14 業種	40, 300円	3, 200円	43, 500円
15 業種	42, 600円	3, 400円	46, 000円
16 業種	44, 900円	3, 600円	48, 500円
17 業種	47, 200円	3, 800円	51, 000円
18 業種	49, 500円	4, 000円	53, 500円
19 業種	51, 800円	4, 200円	56, 000円
20 業種	54, 100円	4, 400円	58, 500円
21 業種	56, 400円	4, 600円	61, 000円
22 業種	58, 700円	4, 800円	63, 500円
23 業種	61, 000円	5, 000円	66, 000円
24 業種	63, 300円	5, 200円	68, 500円
25 業種	65, 600円	5, 400円	71, 000円
26 業種	67, 900円	5, 600円	73, 500円
27 業種	70, 200円	5, 800円	76, 000円
28 業種	72, 500円	6, 000円	78, 500円
29 業種	74, 800円	6, 200円	81, 000円

申請に必要な書類及び提出部数等

(1) 申請書類等

	書 類	正本	副本
A	経営事項審査申請書類確認書	1部	
B	(1) 経営規模等評価申請書（様式第二十五号の十四） (2) 工事種類別完成工事高・工事種類別元請完成工事高（別紙一） (3) 技術職員名簿（別紙二） (4) その他の審査項目（社会性等）（別紙三） (5) CPD単位を取得した技術職員名簿（様式第4号） <u>（該当する場合のみ）</u> (6) 技能者名簿（様式第5号） (7) 建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置を実施した旨の誓約書及び情報共有に関する同意書 （様式第6号） <u>（該当する場合のみ）</u> ※令和5年8月13日以前を基準日とする申請では加点の対象外ですので、加点要件に該当する場合も添付は不要です。 (8) 「建設技能者を大切にせる企業の自主宣言制度」に関する誓約書 （様式第7号） <u>（該当する場合のみ）</u> (9) 外国子会社並びに建設業者及び外国子会社についての数値の認定書（原本） <u>（該当する場合のみ）</u> (10) 経営状況分析結果通知書（原本） ※ 原本確認番号が記載されている場合には写しでも可 (11) 審査手数料群馬県収入証紙貼付書	1部	1部 ※ 必 要 な 場 合 の み
C	ア. 消費税確定申告書（第一表）の控え イ. 「消費税納税証明書（その1）」 ウ. 「資本性借入金」該当証明書（写し） エ. 完成工事高に係る請負契約書類（契約書・注文書の写し、又は発注証明書の原本） オ. 減価償却実施額に係る確認書類 ※分析結果の参考値と同一の場合は不要 カ. 技術職員の資格を証明する書類 キ. 技術職員の常勤性を確認する書類 ク. CPD単位取得数を確認する書類（※作業員名簿は最後尾） ケ. 技能レベル向上者数を確認する書類（※作業員名簿は最後尾） コ. 建設業退職金共済制度の加入・履行を証明する書類 サ. 退職一時金制度若しくは企業年金制度の導入を証明する書類 シ. 法定外労働災害保証制度の加入を証明する書類 ス. 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（えるぼし）、次世代育成支援対策推進法（くるみん）又は青少年の雇用の促進等に関する法律（ユースエール）に基づく認定の確認書類 セ. 建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置	1部	

<p>の実施状況を確認する書類</p> <p>ソ. 建設技能者を大切にする企業の自主宣言を確認する書類</p> <p>タ. 民事再生法又は会社更生法の適用を受けていることを確認する書類</p> <p>チ. 防災協定の締結を確認する書類</p> <p>ツ. 監査の受審状況を確認する書類</p> <p>テ. 公認会計士等の数・2級登録経理試験合格者数に係る確認書類</p> <p>ト. 建設機械の保有状況を確認する書類</p> <p>ナ. エコアクション21の認証又はISO9001・ISO14001の取得状況を確認する書類</p> <p>ニ. 作業員名簿 (CPD 単位取得者または技能レベル向上者がいる場合のみ)</p>		
---	--	--

- ・書類はすべて片面印刷としてください。
 - ・Bについて、副本の交付を希望する場合は、正本のほか副本を1部提出してください。副本は申請者の控えとなるため、必ず正本と同一内容のものを提出してください。
- また、副本の返却を郵送で希望する場合には、必要な切手を貼った返信用封筒を持参又は同封してください。
- ・B 申請書類「(9) 外国子会社並びに建設業者及び外国子会社についての数値の認定書」について、外国子会社の経営実績の評価を希望する方は、事前に国土交通大臣に認定申請を行い、数値の認定を受ける必要があります。認定については、直接、国土交通省不動産・建設経済局建設業課（代表電話：03-5253-8111）に認定の申請をして下さい。
- ・Cについて、郵送での返却を希望する場合には、必要な切手を貼った返信用封筒を持参又は同封してください。なお、返却は審査終了から3ヶ月後となります。
- ・経営状況分析申請については、各登録経営状況分析機関の発行する手引き等で御確認ください。

(2) 申請書類等のとじ方

A、B及びCは、それぞれ別冊とし、上記表の順序でA4版の大きさにそろえて、上辺をホッチキス等でとじてください。（※製本テープは使用しないでください。）
なお、Cについては、資料が厚くなる場合はヒモとじ等でもかまいません。

5 添付書類について

- ・**審査基準日（決算日）時点における状況により審査しますので、その時点の状況が確認できる資料の提出をお願いします。**
- ・同一資料が重複する場合は1部でかまいません。
- ・申請受付後、審査の際に原本の提出や追加資料の提出を求めることがあります。
- ・**申請書類の各項目に記載した事項以外の資料は添付しないでください。また、申請書類の各項目に記載されている事項についてのみ審査を行いますので、申請書類の内容と添付資料の内容が一致していることを必ず確認してください。**

(1) C 添付書類の詳細

ア 消費税確定申告書（第一表）の控え（写し）

- ・ 基準決算に係る申告書の写しを提出してください。
修正申告や更正請求している場合はその控えの写しも提出してください。
- ・ 消費税免税業者の場合は提出不要です。
※課税標準額よりも完成工事高が大きい場合は、その理由を「理由書」としてまとめ、原本を申請書に添付してください。
※個人番号（マイナンバー）が記載されている書類については、黒塗りやマスキングテープ等によりマスキング処理を施した上で提出してください。
(法人番号の場合は必要ありません)
◎個人番号がマスキング処理されていない場合、確認書類として取り扱うことができないため、即時廃棄させていただきます。

イ 消費税納税証明書（その1）（写し）

- ・ 基準決算（審査基準日を含む事業年度）に係る消費税納税証明書を提出してください。
- ・ 納税証明書はいくつか様式がありますが**必ず（その1）**を提出してください。
- ・ 免税業者であっても、課税がない旨の納税証明書が交付されますので、当該証明書を提出してください。

ウ 「資本性借入金」該当証明書（写し）

- ・ 審査基準日が令和7年3月31日以降かつ、令和7年7月1日以降に経営状況分析の申請を行う該当者について、資本性借入金を自己資本としてみなすことが可能です。事前に経営状況分析機関に提出した証明書及び経営状況分析結果通知書（金額が加算されたもの）を提出してください。
- ・ 経営事項審査申請を提出する前に事前準備が必要です（①「資本性借入金」該当証明書を作成し会計士等の証明を受ける②経営状況分析機関に証明書や契約書等を提出）。
- ・ 詳細は県のホームページをご参照ください。

エ 完成工事高に係る請負契約書類（契約書・注文書等の写し、又は発注証明書の原本）

- ・ 各業種ごとに、決算変更届に添付された工事経歴書に記載されている順に、上から3件の契約書・注文書を提出してください。
なお、工事経歴書の内容等から判断し、審査時に追加で数件の書類を求めることがあります。
- ・ 審査の過程で確認のため契約書・注文書の原本の提出を求めることがあります。
- ・ 契約書・注文書は必要事項（注文者（押印）、請負者（押印）、請負金額、工期、工事内容等）が確認できるものを提出してください。
- ・ 工事の変更契約をした場合は、変更契約書のほか最初の契約書が必要です。また、JV工事の場合は、契約書のほか持分比率等が確認できるJV協定書が必要です。
- ・ 契約書・注文書がない場合は、「請求書と入金を示す預金通帳の写し」や、「請求

書と相手方の確認印のある領収書の写し(領収日翌日以降に相手方の印をもらったものや、写しに相手方の印を押したものは無効)」など、工事内容と契約の相手方の意思が確認できるものを組み合わせて提出してください。

- ・電子上で交わされた契約書・注文書を提出する場合は、建設業法第19条第3項に規定される、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法(以下、「電子契約」という。)に適合していることを確認する必要がありますので、次の2点を提出してください。

①電子契約基本契約書、合意書、承諾書等の写し(電子契約の方法及び電子契約の利用について合意したことが確認できる書類)

②電子契約書・注文書データを出力した書類

※建設業法第19条第3項が求める電子契約の方法に適合していることが確認できない場合には、追加資料を求めることがあります。

- ・預金通帳の写しは、摘要欄に相手方の名称が印字されているもので、かつ通帳のページ全体のコピーを提出してください。相手方の名称が印字されていない場合(現金入金の場合等)は、工事契約が確認できないものとして、当該業種の完成工事高から除外していただきます。

- ・「請求書と預金通帳の写し」、「請求書と相手方の確認印のある領収書の写し」も提出することができない場合は、「発注証明書(原本)」(73ページ参照)を提出してください。

- ・「発注証明書」の様式は、群馬県ホームページ(<http://www.pref.gunma.jp/>)からダウンロードすることができます。

- ・確認書類が提出できない場合や不足している場合など、十分な確認ができない場合は、当該業種の完成工事高から除外させていただくことがあります。

※完成工事高からの除外は経営事項審査上の処理であるため、決算変更届の作成時には確認資料の有無に関わらず実際の完成工事高を記載してください。

オ 減価償却実施額に係る確認書類(写し)

減価償却実施額が経営状況分析結果通知書の参考値と同一の場合は、確認書類の提出は必要ありません。

参考値と一致しない場合は、次のうち該当するものについて全て提出してください。

- ・法人の場合

法人税申告書別表16(1)(定額法)

法人税申告書別表16(2)(定率法)

法人税申告書別表16(4)(リース期間定額法)

法人税申告書別表16(6)(繰延資産償却額計算明細書)

法人税申告書別表16(7)(少額減価償却資産損金算入明細書)

法人税申告書別表16(8)(一括償却資産損金算入明細書)

- ・個人事業主の場合

所得税青色申告決算書

収支内訳書(白色申告書)

※経営状況分析申請時点で分析機関に必要な書類を提出してください。

カ 技術職員の資格を証明する書類

- ・「別紙二 技術職員名簿」に記載した資格に関する資格者証等の写し又は実務経験証明書（初年度は原本、以降は写しでも可）
※次に該当する資料に記載されている技術職員の資格については、その資料を提出することで資格者証等の提出は省略可能です。
 - ①前年度の建設企画課の收受印が押印された技術職員名簿（写し）に記載されている資格。ただし、有効期間の定めのない資格に限る。
※有資格区分コード「005」は毎回提出してください。
 - ②審査基準日以前に交付を受けた監理技術者資格者証。ただし、有効期間の定めのない資格に限る。
- ・技術職員名簿の講習受講欄に「1」を記載する場合や監理技術者資格者証交付番号欄に交付番号を記載する場合には、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証の写しを提出してください。
なお、必ず審査基準日以前に交付を受け、審査基準日を有効期間に含むものを提出してください。
- ・有資格区分コード「703」、「704」に該当する証明書類は「能力評価（レベル判定）結果通知書」としてください。
- ・25ページの「3 技術職員について」も参照してください。
- ・資格者証等と技術職員数に係る確認書類に記載されている氏名が異なる場合は、戸籍抄本や住民票等（個人番号（マイナンバー）が省略されたもの）の公的機関から提出された氏名の変更が確認できる資料（写し）を提出してください。

キ 技術職員の常勤性に係る確認書類（写し）

- ・社会保険加入者はa、未加入者はb、後期高齢者等はcを提出してください。
 - a 社会保険（又は厚生年金基金）の被保険者標準報酬決定通知書（2年分）
 - ・審査基準日の含まれる年度のもの及びこの前年度のもの2年分、決定から審査基準日までの資格取得・喪失確認通知書
 - b 国民健康保険被保険者証（有効期間満了日以降は不可）、住民税特別徴収税額通知書（特別徴収義務者用）、**マイナンバーカード（必ず表面のみ）**、又は**健康保険の資格確認書（有効期間満了日以降は不可）**のいずれか + 給与台帳又は源泉徴収簿
 - ・給与台帳又は源泉徴収簿は、従業員別のもので、審査基準日以前7か月間の毎月の給与額が確認できるもの
 - ※確認書類が住民税特別税額通知書かつ技術職員が審査基準日時時点で満35歳未満の場合は、生年月日が確認できる資料（免許証、マイナンバーカード（必ず表面のみ）、健康保険の資格確認書）についても提出してください。
 - c 厚生年金保険70歳以上被用者標準報酬月額相当額決定のお知らせ
 - ・該当しない場合はbを提出してください。
- ※個人情報保護の観点から、被保険者証及び被保険者標準報酬決定通知書並びに住民税特別徴収税額通知書の写しについては、以下の項目を黒塗りやマスキングテープ等によりマスキング処理を施した上で提出してください。

- ・健康保険等の被保険者証（写）：保険者番号、被保険者等記号・番号
- ・被保険者標準報酬決定通知書（写）：被保険者整理番号
- ・住民税特別徴収税額通知書（電子による通知のみ）：個人番号（マイナンバー）
◎個人番号がマスキング処理されていない場合、確認書類として取り扱うことができないため、即時廃棄させていただきます。

※「技術職員名簿」に記載されている番号を、上記確認書類“a”の通知等（標準報酬決定通知書等）の氏名余白部分に以下のように記載すること。

例) 技術職員名簿の「1頁」「通番9」の方の場合“1-9”と記入、公認会計士等の場合“経理”と記入、様式4（CPD関係）に記入された職員は”CPD”、と記入、様式5（技能レベル向上関係）に記入された職員は”レベル”と記入してください。
※雇用されている期間が6か月を超えない者、毎月の給与額が最低賃金の最低賃金に満たない者（6か月のうちの1か月が最低賃金に満たない者も含む。）、勤務日数・勤務時間がそれぞれ一般の従業員の概ね3／4に満たない者及び被扶養者は、常勤でないのみなし、経営規模等評価における技術職員等としては認めません。

ク CPD単位取得数を確認する書類

- ・CPD 単位取得数がある場合は、技能者数の確認資料として審査基準日時点で稼働している工事に係る作業員名簿等（金額の大きい工事1件）を提出してください。（添付は最後尾）
- ・建設業法第7条2号イ・ロ・ハ又は同法15条2号イ・ロ・ハに該当する者又は1級もしくは2級の第一次検定に合格した職員（技術者）が審査基準日以前1年間にCPD単位を取得した場合が評価対象となります。
※技術職員名簿に記載された者以外であっても常勤の技術者である場合にはCPD単位取得数が評価対象となります。
- ・技術職員名簿に記載のある者については、技術職員名簿に計算後のCPD単位の記入及び単位数を証する書面等の写しを添付してください。
※複数の認定団体のCPDを取得している場合であっても、合算はできません。
いずれか1つの団体を選んでください。
※技術職員名簿に記載するCPD単位数は、実際に取得した単位数ではありません。
計算が必要となりますので、詳細は43ページを参照してください。
- ・技術職員名簿に記載の無い常勤の技術者がいる場合には「様式第4号 CPD単位を取得した技術者名簿（記載方法は51ページ参照）」を提出してください。
- ・様式第4号に記入した技術者のうち、CPD単位を取得している者がいる場合には、常勤確認の資料及び資格者証（11ページ カ・キを参照）、CPD単位取得数の確認資料を提出してください。
※前年度の建設企画課の收受印が押印された様式第4号を提出することで、有効期間の定めのないものに限り、前年度に記載された技術者の合格証等は省略することができます。

ケ 技能レベル向上者数を確認する書類

- ・技能レベル向上者がいる場合は、技能者数の確認資料として審査基準日時点で稼働している工事に係る作業員名簿等を提出してください。（添付は最後尾）

- ・建設工事に従事する職員（施工の管理のみに従事する者を除く）が、審査基準日以前3年間に能力評価基準により受けた評価の区分（建設キャリアアップシステムによる技能者のレベル判定）が、審査基準日の3年前の日以前に受けた最新の評価の区分より1以上上位である場合、評価を証する書類（評価年月日が審査基準日以前3年間のうちであることを確認できる「能力評価（レベル判定）結果通知書」の写しを添付してください。
- ・審査基準日以前3年間に建設工事に従事したことがある職員すべて（レベル向上の有無を問わず）を「様式第5号 技能者名簿（記載方法は52ページ参照）」に記載してください。
※技術職員名簿に記載されている職員についても記載してください。
 ※前年度の建設企画課の收受印が押印された様式第5号を提出することで、前年度にレベル向上「有」または控除対象として記載された技能者の「能力評価（レベル判定）結果通知書」の写しは省略することができます。
- ・対象者となる職員は常勤している必要があるので、技術職員数に係る確認資料と同様の資料（11ページキを参照）を提出してください。

コ 建設業退職金共済制度の加入・履行を証明する書類（写し）

- ・建設業退職金共済事業加入・履行証明書

サ 退職一時金制度若しくは企業年金制度の導入を証明する書類（写し）

- ・次のいずれかを提出してください。
 - ①勤労者退職金共済機構中小企業退職金共済事業本部の発行する加入証明書
 - ②特定退職金共済団体の発行する加入証明書
又は共済契約書でも可。
 - ③就業規則若しくは労働協約
 - ・退職手当の決定、計算及び支払の方法並びに支払時期に関する定めがあるもの。
 - ・常時10人以上の労働者を使用する場合は、労働基準監督署の受付印が確認できるもの。

※電子申請の場合は、「届出データ」を紙に出力したもの及び「到達確認画面」を紙に出力したものを提出してください。

- ④厚生年金基金が発行する加入証明書
- ⑤厚生年金基金の標準報酬決定通知書
- ⑥厚生年金基金の加入が確認できる社会保険の標準報酬決定通知書
- ⑦適格退職年金契約書
- ⑧確定拠出年金運営管理機関の発行する加入または契約締結に関する証明書
- ⑨確定給付企業年金（基金型）の場合における企業年金基金の発行する加入証明書
- ⑩確定給付企業年金（規約型）の場合における資産管理運用機関の発行する加入証明書

シ 法定外労働災害保証制度の加入を証明する書類（写し）

- ・次のいずれかを提出してください。
 - ①(公財)建設業福祉共済団の建設労災補償共済制度加入証明書
 - ②(一社)全国建設業労災互助会の全国建設業労災互助会加入証明書

- ③(一社) 全国労働保険事務組合連合会の労保連労働災害保険加入証明書
- ④中小企業等協同組合法に基づき共済事業を営む者との間の契約を証する書類
- ⑤保険会社の労働災害保険又は準記名式普通傷害保険(※)の保険証券

- ・次の a～d の全ての要件が確認できるものに限り、
 - a 業務災害及び通勤災害いずれも対象としていること。
 - b 直接の使用関係にある職員及び下請負人(数次の請負による場合にあつては下請人全て)の直接の使用関係にある職員の全てを対象としていること(パート・アルバイトも含む)。
 - c 少なくとも死亡及び労働災害補償保険の障害等級第1級から第7級までに係る障害の全てを対象としていること。
 - d 当該申請者が施工する全ての工事(共同企業体及び海外工事は除く)を補償していること。
- ・保険証券で確認できない場合は、保険会社(代理店は不可)が上記の a～d を証明した証明書(会社の印が押印されているもの、個人印は不可)を提出してください。なお、審査基準日時点において加入していることが確認できる必要がありますので、審査基準日以降に発行された証明書を添付してください。
 - ※準記名式普通傷害保険の場合は、政府労災保険の加入が確認できる労働保険概算・増加概算・確定保険料申告書や納入通知書も必要です。

ス 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律、次世代育成支援対策推進法又は青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定を確認する書類(写し)

- ・審査基準日以前に次の認定を受けている場合には、基準適合認定通知書の写しを提出してください。
 - なお、審査基準日時点で認定取消又は辞退となった場合には、対象外です。
- ・加点数値は、認定区分①から順に低くなり、複数の提出があった場合は、最も点数が高い区分のみを加点対象となります。
 - 例：プラチナえるぼし、ユースエール、くるみん認定の提出があった場合
⇒最も点数の高い認定区分①に該当するプラチナえるぼしが加点対象
- ・認定区分
 - 認定区分①：プラチナえるぼし認定／プラチナくるみん認定
 - 認定区分②：えるぼし認定(3段階目)／ユースエール認定
 - 認定区分③：えるぼし認定(2段階目)／くるみん認定／トライくるみん認定
 - 認定区分④：えるぼし認定(1段階目)

セ 建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況を確認する書類

審査基準日以前1年のうちに発注者から直接請け負った(元請)すべての建設工事(※)について、下記「必要な措置①及び②」を実施している場合は、次の資料を添付してください。

- A：様式6号(53ページ) ※本書類は申請書に添付してください。
- <以下、BCは建設キャリアアップシステムのページから印刷してください。>
- B：建設キャリアアップシステムの事業者情報(ログイン後のトップ画面)
- C：管理者ID利用料ページ内の事業者責任者情報欄(事業者のログイン後のメニューで「810_事業者管理」⇒「30_管理者ID利用料」の順に進む)
- ※見本は次のURLから確認できます。

<https://www.pref.gunma.jp/uploaded/attachment/607217.pdf>

Excel出力ではなく、必ず見本のとおり画面コピーとしてください。

※対象となる建設工事は、対象期間内に発注者から直接請け負ったすべての建設工事（民間工事含む）又はすべての公共工事です。

なお、審査基準日以前1年のうちに、契約を締結した工事（変更契約を除く）が対象となる工事であるため、この期間内の契約であれば、審査基準日以降に完成する工事も対象となります。

ただし、国外工事、建設業法施行令で定める軽微な工事、災害応急工事については契約時期に関わらず対象からは除かれます。

○**必要な措置①**：建設キャリアアップシステムにおける現場・契約情報の作成及び登録を実施していること。

○**必要な措置②**：建設工事に従事する者が建設キャリアアップシステムの直接入力によらない方法で建設キャリアアップシステムに就業履歴蓄積できる体制を整備（※）していること。

※必要な措置②における体制の整備とは、就業履歴データ登録標準API連携認定システムをCCUSと連携し、かつ審査対象建設工事に従事する者が自身の就業履歴を蓄積するにあたって支障のない範囲内に対応するカードリーダー等の就業履歴蓄積装置を配置、利用方法を周知することをいいます。

なお、就業履歴データ登録標準API連携認定システムの一覧については、建設業振興基金の公表資料をご覧ください。

※項番51の記載方法

I：対象工事が公共工事及び民間工事の場合に、公共工事及び民間工事のすべての工事において、必要な措置①・②の要件を満たした⇒「1」

II：対象工事が公共工事のみの場合にすべての工事において、必要な措置①・②の要件を満たした⇒「1」

III：対象工事が民間工事のみの場合にすべての工事において、必要な措置①・②の要件を満たした⇒「1」

IV：対象工事が公共工事及び民間工事の場合に公共工事についてはすべての工事において、必要な措置①・②の要件を満たしたが、民間工事についてはすべての工事においては満たしていない⇒「2」

V：上のIからIVのいずれにも該当しない、または、審査基準日以前1年のうちに対象となる工事が1件もない⇒「3」

ソ 建設技能者を大切にしている企業の自主宣言を確認する書類

- ・審査基準日において、国土交通省が実施する「建設技能者を大切にしている企業の自主宣言制度」の宣言を元請事業者又は下請事業者の立場で行っている場合、次の書類を提出してください。

A：様式第7号（55ページ）※本書類は申請書に添付してください。

B：建設技能者を大切にしている企業の自主宣言（写し）

※自主宣言制度HPにおける各宣言企業の詳細ページのうち「宣言内容」をダウンロードすることで取得可能。

タ 民事再生法又は会社更生法の適用を受けていることを確認する書類（写し）

- ・「再生手続又は更生手続開始決定日」、「再生計画又は更正計画認可日」及び「再生手続又は更生手続終結決定日」を確認することができる書面（裁判所からの通知、履歴事項全部証明書等）
- ・平成23年4月1日以降の申立に係る再生手続開始決定又は更生手続開始決定を受け、かつ、審査基準日以前に再生手続終結決定又は更生手続終結決定を受けていない場合が対象となります。

チ 防災協定の締結を確認する書類

- ・次のいずれかを提出してください。
 - ①審査基準日において、国、特殊法人等又は地方公共団体と締結している防災協定書（写し）
 - ②防災協定締結証明書（社団法人等の団体が国、特殊法人等又は地方公共団体との間に防災協定を締結している場合）（原本）（75ページ参照）

※上記の資料に申請者の名称の記載がない場合や協定書の締結日が古いことにより審査基準日時点で締結されているか判断できない場合等は、必要に応じて団体の名簿等を提出していただく場合があります。

ツ 監査の受審状況に係る確認書類

- ・監査の受審を行っている場合は、次のいずれかを提出してください。
 - ①有価証券報告書又は監査報告書（写し）（会計監査人設置会社の場合のみ）
ただし、無限定適正意見又は限定付き適正意見が付されているもの
 - ②会計参与報告書（写し）（会計参与設置会社の場合のみ）

※上記①②の場合、要件を確認するために登記事項証明書等（審査基準日以降に発行されたもの）を提出してください。

- ③経理処理の適正を確認した旨の書類（原本）
 - ・別に定める様式により、公認会計士、税理士、1級登録経理試験合格者（建設業経理事務士）が、確認項目を確認した上、記名したものに限り、
※適切な研修・講習を受講していることが必要となります（次項 **テ**同様）。
 - ・記名する者は、常時雇用されていることが必要ですので、外部の公認会計士・税理士等が記名しても加点の対象となりません。

テ 公認会計士等の数及び2級登録経理試験合格者の数に係る確認書類（写し）

- ・会社の社員として、適切な研修・講習を受けた公認会計士、税理士、登録経理試験合格者（建設業経理事務士）が常勤している必要があるため、技術職員数に係る確認資料と同様の資料（11ページキを参照）を提出してください。
- ・資格の確認資料として、合格証書や資格証及び研修・講習の受講（※）を確認できるものを提出してください。

※公認会計士、税理士については、合格年度の属する年度の翌年度開始日から1年以内、1・2級登録経理試験合格者については、合格年度の属する年度の翌年度開始日から5年以内の場合は、研修・講習の確認資料は提出不要です。

なお、平成29年3月31日以前に合格した1・2級登録経理士については、令和5年3月31日までを審査基準日とする申請に限り、講習の確認資料は提出不要です。

- ・合格証書や資格証と常勤していることの確認書類に記載されている氏名が異なる場合は、戸籍抄本や住民票等（個人番号（マイナンバー）の記載がないもの）の公的機関から提出された氏名の変更が確認できる資料（写し）を提出してください。

ト 建設機械の保有状況を確認する書類（写し）

※15台以上建設機械を保有している場合は、18ページの「15台を超える建設機械を保有している場合の取扱」を確認してください。

- ・①及び②を提出してください。また、必要な方は③も提出してください。
①建設機械の売買契約書又は審査基準日から1年7か月以上の使用期間が定められているリース契約書（**必須**）（ただし、建設企画課の収受印が押印された③を提出する場合には、③記載の建設機械に関しては省略可）

※売買契約書が無い場合は、代わりに次のものを提出してください。

【原則】販売証明書、譲渡証明書、リース契約書（いずれも写し）

【認められないもの】

- ・見積書（実際に購入しなくても取得できてしまうため。）
- ・販売（譲渡）者の押印がないもの。
- ・押印が担当者の印であるもの。

※リース契約書に関する注意事項

- ・審査基準日以降の残りのリース期間が1年7か月に満たないが、引き続き建設機械を使用することが確実に見込まれる場合には「建設機械のリース契約に関する誓約書（以下、誓約書）」（76ページ参照）の原本を申請書に添付してください。
- ・誓約書に記載した機械のリース契約を更新した際には、契約書の写しを提出してください。
- ・審査結果通知後に、誓約書に記載した機械のリース契約が更新されなかった場合には、以後誓約書によるリース期間の補完を認めない可能性もありますので、誓約書の提出に当たっては、今後の予定を十分に確認してください。

②定期検査確認書類（写し）（**必須**）

(1)ショベル系掘削機、トラクターショベル、ブルドーザー、モーターグレーダー、高所作業車、締固め用機械、解体用機械、**不整地運搬車** →特定自主検査記録表
・審査基準日以前、1年以内に実施したものを提出してください。

(2)移動式クレーン →移動式クレーン検査証

・審査基準日が有効期間内に含まれるものを提出してください。

(3)ダンプ車、**アスファルト・フィニッシャー** →自動車検査証（A6 サイズ相当の自動車検査証（ICチップ入り）の場合は、「自動車検査証記録事項」を提出してください。）

・審査基準日が有効期間内に含まれるものを提出してください。

③保有建設機械一覧表（任意）（78ページ参照）

- ・保有機械について、記載例を参考に記載してください。
- ・審査終了後、建設企画課の收受印を押印の上、原本を返却します。翌年度以降、この原本を提出した場合には、記載されている機械について、①を省略することが可能です。

※リース契約による機械については、定期的に期間更新が必要となるため、一覧表に記載することはできません。

なお、押印のある一覧表記載の建設機械については、リース期間の満了までは契約書に代えて一覧表を提出することが可能です。

【対象となる建設機械】

- (1) ショベル系掘削機（ショベル、バックホウ、ドラグライン、クラムシェル、クレーン又はパイルドライバーのアタッチメントを有するもの）
- (2) ブルドーザー（自重が3トン以上のもの）
- (3) トラクターショベル（バケット容量が0.4立方メートル以上のもの）
- (4) モーターグレーダー（自重が5トン以上のもの）
- (5) 高所作業車（作業床の高さ2メートル以上のもの）
- (6) 締固め用機械（ロードローラー・タイヤローラー・振動ローラー）
（労働安全衛生法施行令別表第7条第4号に該当する機械）
- (7) 解体用機械（ブレイカー・鉄骨切断機・コンクリート圧砕機・解体用つかみ機）
（労働安全衛生法施行令別表第7条第6号に該当する機械）
※ベースマシンに解体用アタッチメントを装着させることにより解体用機械として使用している場合には、アタッチメントが複数ある場合であってもベースマシンが同一であれば一台分として数えます。また、ベースマシン自体がショベル系掘削機等として加点台数に含まれている場合には、解体用機械として数えることはできません。
- (8) 移動式クレーン（つり上げ荷重が3トン以上のもの）
- (9) ダンプ車（自動車検査証記録事項の車体の形状欄に、ダンプ、ダンプフルトレーラー、ダンプセミトレーラと記載されているもの）
※土砂等の運搬が制限されている車両は対象外です。
- (10) アスファルト・フィニッシャ（自動車検査証記録事項の車体の形状欄に「アスファルト・フィニッシャ」と記載されている大型特殊自動車）
- (11) 不整地運搬車（労働安全衛生法施行令第13条第3項第33号に掲げる機械）

【対象とならない建設機械の例】

- ・くい打ち機（基礎工事用機械）

【共同利用、共有の取扱いについて】

共同利用、共有の場合ともに、申請者が専ら使用できることが明確となっていない限り、評価対象としません（1台の建設機械を複数社で評価することは行いません）。

【15台を超える建設機械を保有している場合の取扱い】

- ・建設機械の保有台数に対する点数の評価は15台が上限となりますので、確認書類

- については、15台を超える分の添付は不要です。
- ・提出のあった確認書類により要件が確認できない建設機械がある場合には、16台目以降についても別途資料提出が必要となります。
 - ・保有建設機械一覧表を新たに作成する場合には、確認書類が整っていることを確認の上、15台を上限として記載ください。
- ※15台を超えて要件を満たす建設機械を保有している場合は、項番64に実際の台数を記入することで、結果通知書に反映させることが可能です。(点数は15台の場合と変わりません。)

**ナ エコアクション21の認証、ISO9001及びISO14001の取得状況を
確認する書類（写し）**

- ・認証機関、審査登録機関による認証・登録を証明する書類（認証等の範囲が確認できない場合は、認証等の範囲を確認することのできる書面も必要です。）
- ※認証等の範囲が建設業に関する内容である場合のみ加点対象となります。（〇〇の製造等は不可）
- ※日本語で作成されているもの。（日本語以外で作成されている場合は、別途日本語訳を添付してください。認証機関から日本語訳が発行されていない場合は、申請者において日本語訳を作成してください。）

(2) Aの詳細

- ・経営事項審査申請書類確認書
添付書類の添付漏れを防ぎ、受付・審査事務を効率的に行うためのものです。
申請前にこの確認書で確認した上で申請してください。

(3) その他

- ・初めて経営事項審査を申請する場合・前年度の経営事項審査を受審していない場合は、次の確認書類も必要になります。（会社新設の場合を除く。）
 - 1) 「完成工事高」の関係
基準決算の前年度（3年平均を選択した場合は前々年度も）に係る次の書類。
 - a 消費税申告書（添付書類ア）
 - b 消費税納税証明書（添付書類イ）
 - c 契約書類（添付書類ウ）
 - d 決算変更届（未提出の場合）
 - 2) 「自己資本額」の関係
2期平均を選択する場合には次の資料が必要になります。
 - ・決算変更届（未提出の場合）
 - 3) 「減価償却実施額」の関係
次のうち、前審査対象年度の該当するものについても全て提出してください。
 - ・法人の場合
 - 法人税申告書別表16（1）（定額法）
 - 法人税申告書別表16（2）（定率法）
 - 法人税申告書別表16（4）（リース期間定額法）
 - 法人税申告書別表16（6）（繰延資産償却額計算明細書）
 - 法人税申告書別表16（7）（少額減価償却資産損金算入明細書）
 - 法人税申告書別表16（8）（一括償却資産損金算入明細書）
 - ・個人事業主の場合

所得税青色申告決算書
収支内訳書（白色申告書）

なお、減価償却実施額が経営状況分析結果通知書の参考値と同一の場合は、確認書類の提出は必要ありません。

Ⅲ 記載方法等

1 記載全般について

- ・特に定めている場合を除き、申請に用いる額については、決算変更届に添付されている建設業法施行規則別記様式第15号から別記様式第19号まで（※財務諸表）に記載された千円単位をもって表示した額とします。
- ・審査に用いる期間については、月単位の期間（1月未満の期間は切り上げ）とします。

2 完成工事高について

(1) 建設工事の種類別年間平均完成工事高

- ・許可を受けた建設業のうち経営事項審査の対象とする旨の申し出のあった建設業（以下「審査対象建設業」という。）に係る建設工事の完成工事高について、経営事項審査の申請をする日の属する事業年度の開始の日（以下「当該事業年度開始日」という。）の直前2年又は直前3年の年間平均完成工事高とします。
- ・ただし、審査対象建設業ごとに直前2年又は直前3年の年間平均完成工事高を選択することはできません。全ての審査対象建設業において同一の方法によります。
- ・なお、工事経歴書の作成において、1つの請負契約（追加工事分の契約を含む）に係る建設工事の完成工事高を、2以上の種類に分割又は重複計上することはできません。

(2) 専門的工種について

- ・審査対象建設業に係る建設工事が、「土木一式工事」である場合においてはその内訳として「プレストレストコンクリート構造物工事」を、「とび・土工・コンクリート工事」である場合においてはその内訳として「法面処理工事」を、「鋼構造物工事」である場合においてはその内訳として「鋼橋上部工事」を審査します。
- ・従って、これらの専門的工種は、実績がなくても必ず記載する必要があります。
- ・なお、これら専門的工種は内訳なので、完成工事高の合計欄を計算する際に含めないよう注意してください。

(3) 土木一式工事、建築一式工事の完成工事高の計上について

- ・経営事項審査の工事分類は、建設業法別表により行います。一式工事とは、総合的な企画、指導、調整のもとに施工する工事であり、その性質上、元請で請け負った工事が該当しますので、**原則として下請工事は一式工事にはなりません。**
たとえ工事発注が土木工事、建築工事で行われていても、工事内容が建設業法の別表の専門工事に該当するときは、土木一式工事、建築一式工事の完成工事高に計上できません。この場合は、工事経歴書等の書き換えが必要になります。
- ・なお、一式工事の完成工事高に専門工事の完成工事高を合算する場合は、次の(4)を参照してください。

(4) 工事内容又は性質に応じて、完成工事高を合算できる場合について

- ・**次の場合は完成工事高を合算することができます。**ただし、この場合であっても工事経歴書は業種別に分けて作成してください。

なお、加えた業種については、経営事項審査を受けることはできません。

例えば、「土木一式工事」の年間平均完成工事高に、「とび・土工・コンクリート工事」の完成工事高を合算した場合は、「とび・土工・コンクリート工事」の審査を申し出ることはできません。

①一式工事以外の工事高を一式工事の工事高に加えることができる場合

※以下の右表の業種を左表の業種に合算することができます。

合算先の一式工事	合算元の専門工事
土木一式工事	<ul style="list-style-type: none"> ・とび・土工・コンクリート工事 ・石工事 ・タイル・れんが・ブロック工事 ・鋼構造物工事 ・鉄筋工事 ・舗装工事 ・しゅんせつ工事 ・造園工事 ・さく井工事 ・水道施設工事 ・解体工事
建築一式工事	<ul style="list-style-type: none"> ・大工工事 ・左官工事 ・とび・土工・コンクリート工事 ・屋根工事 ・電気工事 ・タイル・れんが・ブロック工事 ・鋼構造物工事 ・鉄筋工事 ・板金工事 ・ガラス工事 ・塗装工事 ・防水工事 ・内装仕上工事 ・造園工事 ・建具工事 ・消防施設工事 ・解体工事

※とび・土工・コンクリート工事、タイル・れんが・ブロック工事、鋼構造物工事、鉄筋工事、造園工事、解体工事については、土木一式または建築一式工事のいずれか一方にのみ合算することができます。

②一式工事以外の工事高を、別の一式工事以外の工事高に加えることができる場合

※以下の工事は左表（A）の業種と右表（B）の業種を相互に合算することができます。

（例）屋根工事を板金工事に合算可。ただし、屋根工事の経営事項審査を受けることはできない。

板金工事を屋根工事に合算可。ただし、板金工事の経営事項審査を受けることはできない。

専門工事（A）		専門工事（B）
屋根工事	↔	板金工事
電気工事	↔	消防施設工事
建具工事	↔	ガラス工事
管工事	↔	水道施設工事
鋼構造物工事	↔	機械器具設置工事
とび・土工・コンクリート工事	↔	タイル・れんが・ブロック工事
とび・土工・コンクリート工事	↔	解体工事

(5) 契約後VEについて

- ・契約後VE（主として施工段階における現場に即したコスト縮減が可能となる技術提案が期待できる工事を対象として、契約後、受注者が施行方法等について技術提案を行い、採用された場合、当該提案に従って設計図書を変更するとともに、提案のインセンティブを与えるため、契約額の縮減額の一部に相当する金額を受注者に支払うことを前提として、契約額の減額変更を行う方式。以下同じ。）による公共工事の完成工事高については契約後VEによる減額変更前の契約額で評価します。
- ・この場合については、発注者による「縮減額証明書」の提出が必要です。

(6) 完成工事高の引継

- ・次に該当する者は、当期事業年度開始日の直前2年（又は3年）の各事業年度における完成工事高の合計額を年間平均完成工事高の算定基礎とすることができます。
 - ①当期事業年度開始日からさかのぼって2年以内（又は3年以内）に商業登記法（昭和38年法律第125号）の規定に基づく組織変更の登記を行った者
 - ②当期事業年度開始日からさかのぼって2年以内（又は3年以内）に建設業者（個人に限る。以下「被承継人」という。）から建設業の主たる部分を承継した者（以下「承継人」という。）がその配偶者又は2親等以内の者であって、次のいずれにも該当する場合

- i) 被承継人が建設業を廃業すること
 - ii) 被承継人の事業年度と承継人の事業年度が連続すること（やむを得ない事情により連続していない場合を除く。）
 - iii) 承継人が被承継人の業務を補佐した経験を有すること
- ③当期事業年度開始日からさかのぼって2年以内（又は3年以内）に被承継人から営業の主たる部分を承継した者（法人に限る。以下「承継法人」という。）であって、次のいずれにも該当するもの
- i) 被承継人が建設業を廃業すること
 - ii) 被承継人が50%以上を出資して設立した法人であること
 - iii) 被承継人の事業年度と承継法人の事業年度が連続すること
 - iv) 承継法人の代表権を有する役員が被承継人であること

※合併や事業譲渡等に伴い経営事項審査を申請する場合は、事前にご相談ください。

(7) 許可を受ける前の完成工事高について

- ・経営事項審査においては、許可取得前の完成工事高については、建設業法上許可が必要のない「軽微な工事」（V 決算変更届出・工事経歴書の項を参照）のみ実績として認めます。それ以外の工事高は経営事項審査上認めません。ただし、財務諸表の損益計算書の完成工事高には含めて作成して構いません。
- ・決算変更届に添付する財務諸表及び工事経歴書は、軽微な工事及びそれ以外の工事も含め通常どおり作成して、この財務諸表で経営状況分析を受けてください。
- ・経営事項審査用に、業種ごとの軽微な工事について別途工事経歴書を作成し添付します。契約書類はこの工事経歴書をもとに提出してください。
- ・経営事項審査の「工事種類別完成工事高・工事種類別元請完成工事高（別紙一）」の各業種別の完成工事高は「軽微な工事」の実績額を記載し、それ以外は「その他の工事」に計上してください。

(8) 保守点検、維持管理、除草、剪定等の完成工事高への計上について

- ・建設業法における建設工事の請負契約とは、報酬を得て建設工事（29業種）の完成を目的として締結する契約をいいます。次に例示するものは建設工事に該当しないので完成工事高から除外し、損益計算書の兼業事業売上高等に計上してください。
- | | |
|-------------------|----------------------|
| ・樹木の剪定、除草、伐採、抜根 | ・緑地、公園の管理 |
| ・除雪 | ・建設機械リース(オペレータが付かない) |
| ・測量、設計、地質調査 | ・ビル清掃などの清掃業務 |
| ・自社施工（自社ビル、建売住宅） | ・土地、建物の売買 |
| ・電気設備、消防施設の保守点検業務 | ・道路維持管理業務委託（道路清掃等） |

3 技術職員について

(1) 経営規模等評価で認められる技術職員について

- ・ 審査基準日において、次の①から④の全てを満たしている者のみ認めます。
 - ①建設業法第7条第2号イ、ロ若しくはハ又は同法第15条第2号イ若しくはハに該当する者、規則第18条の3第2項第2号に規定する登録基幹技能者講習を修了した者（以下「基幹技能者」という。）、建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第28条第1号又は第2号に掲げる者、建設技能者の能力評価制度に関する告示（平成31年国土交通省告示第460号）第3条第2項の規定により同項の認定を受けた能力評価基準（以下「認定能力評価基準」という。）により技能や経験の評価が最上位であるとされた建設技能者（以下「レベル4技能者」という。）又はレベル4技能者に次ぐものとされた建設技能者（以下「レベル3技能者」という。）であること。
 - ②雇用期間を特に限定することなく常時雇用されている者（法人の場合においては常勤の役員を、個人の場合においては事業主を含みます。）であって、雇用されている期間が6か月を超えている者
 - ③日雇い労働者、臨時労働者又はこれに準ずる者でないこと
 - ④申請者の建設業に従事する者であること（兼業事業に従事している者は認めません。）

※雇用されている期間が6か月を超えない者、毎月の給与額が最低賃金法の最低賃金に満たない者（6か月のうちの1か月が最低賃金に満たない者も含む。）、勤務日数・勤務時間がそれぞれ一般の従業員の概ね3／4に満たない者は及び被扶養者は、常勤でないのみならず、経営規模等評価における技術職員としては認めません。

(2) 資格区分について

- ・ 上記(1)①の経営規模等評価で認められる技術者の資格は、建設業法施行規則別表(4)「資格区分コード表」のとおりです（VI各種コード表 技術職員資格区分コード表 62～64ページ参照）。資格により評価対象の業種及び点数区分が異なります。複数の資格を有する技術職員がいる場合は、必ず資格ごとに点数を確認してください。

(3) 申請における注意事項

- ・ 1人の職員が技術職員として評価対象にできる建設業の種類は2業種までです。審査を受ける業種のうち、評価を得たい業種について、その業種に対応する資格を記載してください。
なお、複数の業種が評価対象となる資格については、1つの資格にて2業種を記載することも可能です。
- ・ 審査申請業種のすべてに評価対象の技術職員を設定する必要はありません。
例えば、5業種の許可を受けている場合に、そのうち2業種についてのみ技術職員を設定し、残りの3業種について評価対象となる技術職員を設定しない場合であっても、残り3業種の審査申請は可能です。

- ・資格によっては、資格取得後に一定の実務経験がないと経営事項審査で認められないものがあります。技術職員有資格区分コード表（62～64ページ参照）の「資格区分」欄に【〇年】とある資格です。
この場合は【〇年】を満たす「実務経験証明書」が必要になります。
- ・技能検定1級など、資格によっては1級又は2級の資格であっても、経営事項審査では2級又はその他の資格扱いのものがあります。

（4）「実務経験証明書」について

- ・実務経験が必要な場合は、建設業許可申請で使う「実務経験証明書（様式第九号）」を作成して申請時に提出してください。
- ・経営規模等評価での「実務経験証明書」は、その年に施工した主な工事を1年1件、必要な年数分記載したものとなります。「実務経験の内容」欄には工事名とその工事の請負金額を記載してください。
- ・実務経験の期間の重複は認められません（とびと解体の特例措置を除く）。従って、同一年に2以上の業種の実務経験は認めません。

（5）監理技術者補佐（建設業法施行令第28条第1号又は2号該当）について （資格コード「005」）

- ・以下のいずれかの者が対応する業種について該当します。申請する場合は各確認資料を提出してください。
 - ①主任技術者となる資格を有する1級技士補（以下のa及びbの書類を提出）
 - a 一次検定の合格を証明する書類の写し
 - b 主任技術者要件を満たすことを確認できる書類の写し
 - ②監理技術者要件を満たす者（以下のa～cのいずれかの書類を提出）
 - a 監理技術者資格証
 - b 実務経験証明書＋指導監督的実務経験証明書（指定建設業（※）は不可）
 - c 国土交通大臣認定書
- ※指定建設業：土木一式、建築一式、舗装、鋼構造物、管、電気、造園

（6）「その他技術者」について

- ・「その他技術者」とは、建設業法第7条第2号イ、ロ若しくはハ又は同法第15条第2号ハに該当する者で1級技術者、監理技術者補佐、基幹技能者及び2級技術者以外の者をいいます。
- ・「その他技術者」を技術職員として申請する場合の要件は次のとおりです。
 - ①建設業法第7条第2号イ該当（指定学科卒業＋実務経験）（資格コード「001」）
建設業法で定める次の指定学科を修め、高校であれば卒業後5年以上、大学（短大、高等専門学校を含む。）であれば卒業後3年以上のその業種に係る実務経験があれば技術者と認められます。（電気、消防施設を除く。職業訓練校は対象になりません。）
申請する場合は、卒業証書の写し（又は卒業証明書）と実務経験証明書を提出してください。

建設業種	学 科
(土) (ほ)	土木工学（農業土木、鉱山土木、森林土木、砂防、治山、緑地又は造園に関する学科を含む。以下同じ。）、都市工学、衛生工学又は交通工学に関する学科
(建) (大) (ガ) (内)	建築学又は都市工学に関する学科
(左) (と) (石) (屋) (タ) (塗) (解)	土木工学又は建築学に関する学科 土木工学又は建築学に関する学科
(電) (通)	電気工学又は電気通信工学に関する学科
(管) (水) (清)	土木工学、建築学、機械工学、都市工学又は衛生工学に関する学科
(鋼) (筋)	土木工学、建築学又は機械工学に関する学科
(しゅ)	土木工学又は機械工学に関する学科
(板)	建築学又は機械工学に関する学科
(防)	土木工学又は建築学に関する学科
(機) (消)	建築学、機械工学又は電気工学に関する学科
(絶)	土木工学、建築学又は機械工学に関する学科
(園)	土木工学、建築学、都市工学又は林学に関する学科
(井)	土木工学、鉱山学、機械工学又は衛生工学に関する学科
(具)	建築学又は機械工学に関する学科

- ②建設業法第7条第2号ロ該当（10年の実務経験）（資格コード「002」）
その業種について、10年以上の実務経験があれば技術者と認められます。申請する場合は、実務経験証明書を提出してください。（電気、消防施設を除く）
- ③建設業法第15条第2号ハ該当（大臣認定）（資格コード「003」、「004」）
国土交通大臣が建設業法第15条第2号イ又はロと同等以上の技術者と認定した者が該当します。申請する場合は、大臣の認定書の写しを提出してください。
- ④技術検定合格及び実務経験（資格コード「11H」等）
技術検定のうち一部の検定種目については、第一次検定又は第二次検定合格後に対応する業種に関する3年又は5年間の実務経験があれば技術者と認められます。申請する場合は技術検定合格書の写しと実務経験証明書を提出してください。なお、検定種目と対象となる業種の対応関係及び必要となる実務経験年数は技術職員資格区分コード表（62ページ）中の「◆（3年間の実務経験）」または「◇（5年間の実務経験）」のとおりです。
- ⑤その他（その他）（資格コード「099」）
- ・「実務経験の振替」を行った者が該当します。この場合は、実務経験証明書を提出してください。
 - ・専門学校指定学科を卒業し、専門士の称号を付与された者が該当します。専門士は短大卒と同等、高度専門士は大学卒と同等と扱います。この場合は、卒業証書の写しと実務経験証明書を提出してください。

なお、これ以外に経営事項審査で認められる「その他」の資格はありません。

(6)実務経験の振替について

- ・振替のできる業種について

以下の場合に実務経験の振替が認められます。

①一式工事から専門工事への実務経験の振替

土木一式	⇒	とび・土工、しゅんせつ、水道施設、解体
建築一式	⇒	大工、屋根、内装仕上、防水、熱絶縁、解体

注：矢印の方向へ向かってのみ振替可。右枠内の業種間の振替不可。

②専門工事間での実務経験の振替

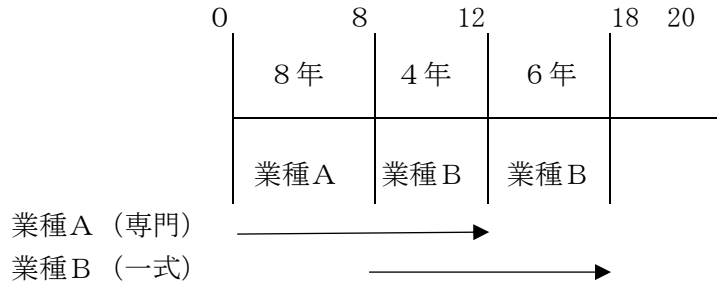
大工	⇔	内装仕上
とび・土工	⇔	解体

- ・振替をした場合の実務経験年数について

技術者になろうとする業種での実務経験と振替可能な業種での実務経験を、あわせて12年以上（技術者になろうとする業種については、8年を超える実務経験が必要）有していれば、技術者となる資格を有することができます。

①一式工事から専門工事への実務経験の振替→最大2年の期間短縮

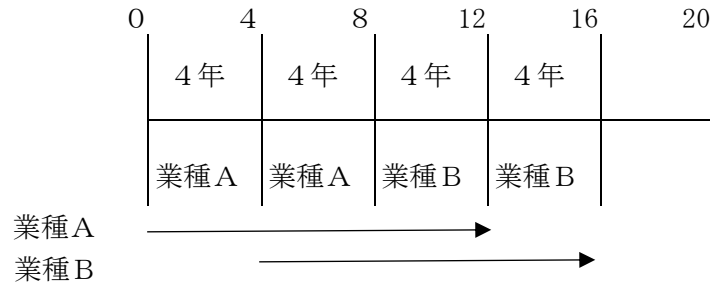
例：とび・土工の実務経験8年（業種A）、土木一式の実務経験10年（業種B）で両方の技術者になることが可能



②専門工事間での実務経験の振替

例：大工の実務経験8年（業種A）、内装の実務経験4年（業種B）で大工の技術者になることが可能。

大工の実務経験8年（業種A）、内装の実務経験8年（業種B）で両方の技術者になることが可能。



4 特殊な場合の経営規模等評価について

(1) 決算期を変更した場合

- ・決算日を変更したため、審査基準日の直前2年の各事業年度に含まれる月数の合計が24月（3年平均を選択した場合は、直前3年の各事業年度に含まれる月数の合計が36月）に満たない場合は、更にその前年の完成工事高を、（必要な月数）／（12月）して、24月又は36月になるように調整します。

〔例〕 決算期を変更して24ヶ月に満たない場合

審査基準日を含む事業年度・・・・・・・・・・ A（4ヶ月）

審査基準日を含む事業年度の前期事業年度・・・ B（12ヶ月）

審査基準日を含む事業年度の前々期事業年度・・・ C（12ヶ月）

（算式）

$$\begin{aligned} & \left(\begin{array}{l} \text{Aの完成} \\ \text{工事高} \end{array} + \left[\begin{array}{l} \text{Bの完成} \\ \text{工事高} \end{array} \times \frac{12\text{ヶ月} - \text{Aの月数}}{12\text{ヶ月}} \right] \right) \dots\dots ① \\ & \left(\begin{array}{l} \text{Bの完成} \\ \text{工事高} \end{array} \times \frac{\text{Aの月数}}{12\text{ヶ月}} \right) + \left(\begin{array}{l} \text{Cの完成} \\ \text{工事高} \end{array} \times \frac{12\text{ヶ月} - \text{Aの月数}}{12\text{ヶ月}} \right) \dots\dots ② \end{aligned}$$

①+②=直前2年の完成工事高

①〔審査対象事業年度における完成工事高〕

Aの事業年度に含まれる月数が4ヶ月しかないため、不足する8ヶ月分をBの事業年度における完成工事高から按分（Bの完成工事高×8／12）し、審査対象事業年度における完成工事高として算入する。

②〔前審査対象事業年度における完成工事高〕

Bの期間における完成工事高のうち、①で按分調整し、審査対象事業年度における完成工事高として計上した残りの完成工事高と、この処理によって生じるBの期間における完成工事高の不足月数分を、①と同様の方法により、Cの事業年度における完成工事高を按分して、前審査対象事業年度における完成工事高として算入する。

(2) 新設会社等の場合

- ・会社設立以来又は開業以来最初の決算を迎えていない場合は、法人であれば設立日、個人事業主であれば開業日を審査基準日として、経営事項審査を受けることができます。申請においては、次の点に注意してください。
- ・新規許可申請書に添付した財務諸表（開始貸借対照表）を元に各申請書を作成すること。

- ・営業年数は0年とすること。
- ・完成工事高は全て0とすること。
- ・項番31の事業年度は、審査対象事業年度の自年月に設立日を記入し、至年月及び前審査対象事業年度については各カラムを空欄とせず、0で埋めてください。
- ・技術職員数は0とすること。

(3) 既設の会社等が許可取得後直ちに経営事項審査を受ける場合

許可取得の直前の決算日を審査基準日として経営事項審査を受けることができます。申請においては、次の点に注意してください。

- ・新規許可申請書に添付した財務諸表及び工事経歴書を基に各申請書を作成。
ただし、消費税込みで作成されている場合は別途税抜きで作成して申請すること。
(免税事業者については、税抜きにする必要はありません。)
なお、財務諸表及び工事経歴書は2期分又は3期分必要になりますので、別途作成してください。(前々期、前期財務諸表等は決算変更届として提出する必要はありません。)
- ・営業年数は0年とすること(経営規模等評価では、許可を受けた日からの評価のため)
- ・基準決算の前期や前々期の数値を使用している部分の確認資料も必要です。
- ・完成工事高のうち、許可取得前の実績については、許可が不要な「軽微な工事」のみ認めます。(24ページ (7)許可を受ける前の完成工事高について 参照)

5 経営規模等評価結果通知書の公表、再審査及び申請の取下げ等について

(1) 公表

- ・経営事項審査結果は、公共工事入札参加資格者選定手続きの透明性の一層の向上による公正さの確保、企業情報の開示や相互監視による虚偽申請の抑止等の観点から公表を行っています。
- ・公表している内容は、申請した建設業者本人に通知された内容と同様、総合評定値及び完成工事高等の審査項目ごとの数値・評点とし、経営事項審査結果通知書の写しとなっています。
- ・公表及び閲覧は、一般財団法人建設業情報管理センターに委任しており、同センターのホームページ (<http://www.ciic.or.jp/>) から閲覧可能です。

(2) 訂正・再審査

- ・「経営規模等評価結果通知書」・「総合評定値結果通知書」の通知後は、次の場合を除き、一切の訂正、追加及び修正等を認めませんので、申請漏れや誤記入のないよう十分注意してください。

※申請者の記入漏れや記入誤り又は申請時の確認書類不足による内容認否等、申請者の責任に帰する案件については、再審査の対象となりません。

①申請した内容と異なった結果通知が送付された場合

- ・結果通知書を受領した日から30日以内であれば、再審査を申し立てることができます。（登録経営状況分析機関が行った経営状況分析を除きます。）

②次の決算までに追加で許可を受けた業種の経審を受ける場合

- ・既に受けた審査基準日で、再度申請することができます。
- ・ただし、その追加業種に関すること以外の変更はできません。
- ・既に審査を受けた業種の完成工事高を、その追加業種に振り分けることや技術職員名簿の業種の変更もできません（既に審査を受けた経審で1業種のみであった技術者に追加業種を加える場合及び追加業種のみを担当する技術者を新たに技術職員名簿に追加する場合を除く）。
- ・手数料は、既に審査を受けた業種と追加した業種の全てについて、必要です。

③経営事項審査の審査基準の改正等があった場合

- ・改正に係る事項についての再審査に限り申請することができます。
- ・再審査の申請期間は、施行日から120日以内です（4月1日施行の場合7月29日まで）。

(3) 申請の取下げ

- ・申請者の都合により申請を取り下げようとする場合は、「経営規模等評価申請総合評定値請求取下げ願」を提出してください。
- ・申請の取下げがあった場合、当該申請にともなって納付された審査手数料については還付されません。

6 経営規模等評価結果証明書等の発行について（通知書を紛失した場合）

※「経営規模等評価結果通知書」・「総合評定値結果通知書」の再発行はできませんが、「経営規模等評価結果証明書」を発行しますので、下記のとおり請求してください。

（1）請求場所

県土整備部建設企画課建設業係（県庁21階南側）あてに、「経営規模等評価結果証明等請求書」（以下「証明請求書」といいます。）により請求してください。

証明請求書の様式は、群馬県ホームページ (<http://www.pref.gunma.jp/>) からダウンロードすることができます。

（2）必要なもの

①手数料の金額に相当する群馬県収入証紙

証明書1枚につき、手数料400円です。

②印鑑

証明請求書には、請求者の記名が必要です。代理の方が請求する場合には、代理人本人の記名が必要となります。

③委任状（代理人が請求する場合）

代理人が請求する場合には、請求者（法人の場合は代表者）からの委任状が必要となります。委任状には、必ず請求者が記名（法人の場合は代表者の記名）をしてください。

※発行手続きが完了しましたら郵送しますので、返信用封筒を同封してください。

（3）記載要領

①日付

請求日を記載します。

②住所又は所在地、商号又は名称及び代表者名

請求者の住所・商号等を記入してください。

③請求する申請区分

証明を請求する審査基準日の経営規模等評価等の申請区分に○（マル）を付してください。

④請求する審査基準日

証明を請求する審査基準日を記入してください。

⑤請求枚数

請求する枚数を記入してください。

⑥証紙貼付欄

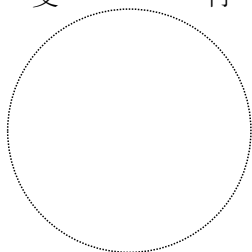
請求枚数に応じた手数料の金額分の群馬県収入証紙を貼付します。

金額は請求枚数1枚につき400円です。

なお、消印したものは無効となりますので、消印しないでください。

【様式：経営規模等評価結果証明等請求書】

受 付



発行番号 第 ー 号

経営規模等評価結果証明書等請求書

群馬県県土整備部建設企画課長 様

本様式は、経営規模等評価結果通知書及び総合評定値通知書の発行後に証明書が必要な場合に用いる様式です。
※通常の申請時には提出不要です。

般
許可番号 群馬県知事許可（ ー ）第 号
特

住所又は所在地
商号又は名称
代表者名

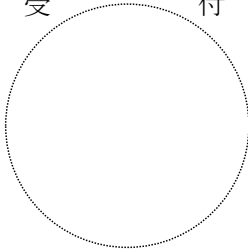
下記のとおり経営規模等評価結果等証明書等の交付を請求します。

記

NO	項 目	区 分 等
1	請求する申請区分	1. 経営規模等評価兼総合評定値請求 2. 経営規模等評価のみ 3. 総合評定値請求のみ
2	請求する審査基準日	令和 年 月 日
3	請求枚数	枚
4	証紙貼付欄	

【記載例】

受 付



発行番号 第 ー 号

経営規模等評価結果証明書等請求書

群馬県県土整備部建設企画課長 様

令和 年 1 月 1 日

般

許可番号 群馬県知事許可 (ー5) 第 001234 号
特

住所又は所在地 前橋市大手町 1 - 1 - 1
商号又は名称 (株) 群馬建設
代表者名 代表取締役 群馬 太郎

代理人の方の場合は委任状を添付し、
上記代理人 住所
氏名 と記載してください。

下記のとおり経営規模等評価結果等証明書等の交付を請求します。

記

NO	項目	区分等
1	請求する申請区分	<input checked="" type="radio"/> 経営規模等評価兼総合評定値請求 2. 経営規模等評価のみ 請求区分に○ 3. 総合評定値請求のみ
2	請求する審査基準日	令和 年 3 月 3 1 日
3	請求枚数	1 枚 ← 証明書の請求枚数を記載してください。
4	証紙貼付欄	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; display: inline-block;">群馬県収入証紙貼付</div> <p>証明手数料は、発行枚数 1 枚につき、 群馬県収入証紙 400 円分を貼付し てください。(消印しないでください)</p>

「2期平均」で申請する場合は、2期平均した自己資本額を記入すること。

【資本性借入金を自己資本とみなす場合】
資本性借入金のうち自己資本と認められる金額を加算した自己資本額を記載すること。

表内のカラムは「2期平均」で申請する場合のみ記入すること。

自己資本額 項番 3 5 10 13 (千円) (1. 基準決算) 2. 2期平均

1 7 - , 9 0 0 0

基準決算	(千円)
直前の審査基準日	(千円)

マイナスの場合は、左端のカラムに「-」を記入すること。△は不可。

千円単位(千円未満はプラスとマイナスに関係なく切り捨て)で右詰で記入し、空位のカラムは空白とすること。

利益額 (2期平均) 1 8 , 3 0 0 0 (千円) 利益額 (利益前税引前償却前利益) = 営業利益+減価償却実施額

利益額の2期平均を記入

審査対象事業年度	審査対象事業年度の	前審査対象事業年度	
営業利益	2 0 0 0 0 (千円)	営業利益	3 0 0 0 0 (千円)
減価償却実施額	5 0 0 0 0 (千円)	減価償却実施額	5 0 0 0 0 (千円)

別紙二「技術職員名簿」に記載された技術職員の合計数

技術職員数 1 9 , 1 1 (人)

営業利益＝規則別様式16の損益計算書の営業利益の額
減価償却実施額＝法人税申告書別表16(1)or(2)and(4)、(6)～(8)に記載の当期償却額の合計額
＝青色申告書・白色申告書に記載の減価償却費(個人事業主の場合)

決算期が12ヶ月に満たない場合等の換算方法は現行の完成工事高と同じ

登録経営状況分析機関番号 2 0 , 0 0 0 0 1

経営状況分析を受けた機関の名称

(例) (財)建設業情報管理センター

経営状況分析を受けた機関の分析機関番号を記入 (経営状況分析結果通知書の右上に記載されている「登録番号」を記入)

工事種別完成工事高、工事種別元請完成工事高については別紙一による。
技術職員名簿については別紙二による。
その他の審査項目(社会性等)については別紙三による。

経営規模等評価の再審査の申立を行う者については、次に記入すること。

審査結果の通知番号	審査結果の通知の年月日
第 号	令和 年 月 日
再審査を求める事項	再審査を求める理由

連絡先

所属等 総務課

氏名 前橋 一郎

電話番号 027-223-1111

2 様式第二十五号の十四 本紙 記入上の注意

項番	記入上の注意（申請書類の記載要領もよく読んで記入してください。）
02 申請時の 許可番号	<ul style="list-style-type: none"> 大臣・知事コードは、10を記入 許可年度が複数ある場合は、最も古いものを記入
03 前回の申請時 の許可番号	<ul style="list-style-type: none"> 通常は未記入（空欄）となります。 前回申請時と今回申請時の許可番号が異なる場合のみ記入（大臣許可から知事許可への変更等） 許可の更新により年度の数字が変わる場合は、「許可番号が異なる」には該当しませんので、記入不要です。
04 審査基準日	<ul style="list-style-type: none"> 審査を受けようとする事業年度の終了日（決算日）を記入
05 申請等の区分	<ul style="list-style-type: none"> 申請する内容に応じた「1～5」の数字を記入 経営規模等評価の申請及び総合評定値の請求の場合は「1」を記入 経営規模等評価の申請のみの場合は「2」を記入 総合評定値の請求のみの場合は「3」を記入 経営規模等評価の再審査申立及び総合評定値の請求の場合は「4」を記入 経営規模等評価の再審査申立のみの場合は「5」を記入
06 処理の区分	<ul style="list-style-type: none"> 次のコードのうち、該当するコードを「処理区分」欄の左欄に記入 「00」12か月ごとに決算を完結した場合 (例)令和2年4月1日から令和3年3月31日までの事業年度について申請する場合 「01」6か月ごとに決算を完結した場合 (例)令和2年10月1日から令和3年3月31日までの事業年度について申請する場合 「02」商号登記法の規定に基づく組織変更の登記後最初の事業年度その他12か月に満たない期間で終了した事業年度について申請する場合 <ul style="list-style-type: none"> 個人事業主が法人成りして、最初の申請をする場合（処理区分の右側は空欄） (例1)合名会社から株式会社への組織変更に伴い令和2年10月1日に当該組織変更の登記を行った場合で令和3年3月31日に終了した事業年度について申請するとき (例2)申請に係る事業年度の直前の事業年度が令和2年3月31日に終了した場合で事業年度の変更により令和2年12月31日に終了した事業年度について申請するとき 「03」事業を継承しない会社の設立後最初の事業年度について申請する場合 (例)令和2年10月1日に会社を新たに設立した場合で令和3年3月31日に終了した最初の事業年度について申請するとき 「04」事業を継承しない会社の設立後最初の事業年度の終了の日より前の日に申請する場合 (例)令和2年10月1日に会社を新たに設立した場合で最初の事業年度の終了の日（令和3年3月31日）より前の日（令和2年11月1日）に申請するとき 「処理区分」欄の右欄には、次ページの様式別表(2)のいずれかの分類に該当する場合は、該当するコードを記入。 (例)会社合併、事業譲渡、会社分割をした場合など。
08 (フリガナ)	<ul style="list-style-type: none"> 社名のみをカタカナで記入。(株)、(有)等の組織名は記入不要。 濁点・半濁点は、例えば <input type="checkbox"/> または <input type="checkbox"/> のように同一のカラムに記入する。 商号中の中点「・」は省略する。
09 商号又は 名称	<ul style="list-style-type: none"> 法人の種類は次の略号で記入。 株式会社=(株)、特例有限会社=(有)、合名会社=(名)、合資会社=(資) 合同会社=(合)、協同組合=(同)、協業組合=(業)、企業組合=(企) (株)等の()も、それぞれ1文字分とする。

1 0 (フリガナ)	<ul style="list-style-type: none"> 代表者又は個人の氏名をカタカナで記入。 姓と名の間に1カラム空ける。 濁点・半濁点は、例えば「ギ」又は「パ」のように別カラムとしない。
1 1 代表者又は個人の氏名	<ul style="list-style-type: none"> 申請者が法人の場合は代表者の氏名、個人の場合は事業主の氏名を記入。 経営状況分析申請の際に記載した(する)代表者と同じであることを確認すること。
1 2 主たる営業所所在地市区町村コード	<ul style="list-style-type: none"> 主たる営業所の所在地の市町村コード(群馬県市町村コード 58ページを参照のこと。)を記入。
1 3 主たる営業所の所在地	<ul style="list-style-type: none"> 1 2により記載した市町村コードによって表される市町村に続く町名、大字名、街区符号及び住居番号等を記入。 「丁目」「番」及び「号」については「-」(ハイフン)を用いて記載する。
1 5 許可を受けている建設業	<ul style="list-style-type: none"> 許可を受けている建設業が、一般建設業の場合は「1」を記入。 特定建設業の場合は「2」を記入。
1 6 審査対象建設業	<ul style="list-style-type: none"> 経営事項審査を受けようとする業種に「9」を記入。 審査対象業種は許可を受けていることが必要です。
1 7 自己資本額	<ul style="list-style-type: none"> 次のいずれかを選択して右詰で記入。 「1」基準決算：審査基準日における自己資本額 「2」2期平均：基準決算及び基準決算の前期決算における自己資本額の平均の額(千円未満は切り捨て) 自己資本額がマイナスの場合は、「-」を左端のカラムに記入。(△は不可) 「2期平均」を選択した場合のみ、右側の表に内訳金額を記入。 <p>【資本性借入金を自己資本とみなす場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> 資本性借入金のうち自己資本と認められる金額を加算した自己資本額を記載すること。「2期平均」を選択した場合も同様に記載すること。
1 8 利益額	<ul style="list-style-type: none"> 利益額の2期平均を記入。 利益額＝営業利益＋減価償却実施額 新設会社等の場合で、利益額が1期分しかない場合は1期分を記入。
1 9 技術職員数	<ul style="list-style-type: none"> 審査基準日における技術職員数を右詰めで記入。
2 0 登録経営状況分析機関番号	<ul style="list-style-type: none"> 経営状況分析結果通知書に記載されている登録経営状況分析機関番号を記入し、右欄にその登録経営状況分析機関名を記載してください。

様式別表(2)

コード	処 理 の 種 類
1 0	申請者について会社の合併が行われた場合で合併後最初の事業年度の終了の日を審査基準日として申請するとき(合併後第1期経審)
1 1	申請者について会社の合併が行われた場合で合併期日又は合併登記の日を審査基準日として申請するとき(合併時経審)

1 2	申請者について建設業に係る事業の譲渡が行われた場合で譲渡後最初の事業年度の終了の日を審査基準日として申請するとき（譲渡後第1期経審）
1 3	申請者について建設業に係る事業の譲渡が行われた場合で譲受人である法人の設立登記日又は事業の譲渡により新たな経営実態が備わったと認められる日を審査基準日として申請するとき（譲渡時経審）
1 4	申請者について会社更生手続開始の申立て、民事再生手続開始の申立て又は特定調停手続開始の申立てが行われた場合で会社更生手続開始決定日、会社更生計画認可日、会社更生手続開始決定日から会社更生計画認可日までの間に決算日が到来した場合の当該決算日、民事再生手続開始決定日、民事再生手続開始決定日から民事再生計画認可日までの間に決算日が到来した場合の当該決算日又は特定調停手続開始申立日から調停条項受諾日までの間に決算日が到来した場合の当該決算日を審査基準日として申請するとき（会社更生法、民事再生法等による手続中の会社の評価）
1 5	申請者が、国土交通大臣の定めるところにより、外国建設業者の属する企業集団に属するものとして認定を受けて申請する場合（外国建設業者の属する企業集団の評価）
1 6	申請者が、国土交通大臣の定めるところにより、その属する企業集団を構成する建設業者の相互の機能分担が相当程度なされているものとして認定を受けて申請する場合（グループ経審）
1 7	申請者が、国土交通大臣の定めるところにより、建設業者である子会社の発行済株式の全てを保有する親会社と当該子会社からなる企業集団に属するものとして認定を受けて申請する場合（持株会社化経審）
1 8	申請者について会社分割が行われた場合で分割後最初の事業年度の終了の日を審査基準日として申請するとき（分割後第1期経審）
1 9	申請者について会社分割が行われた場合で分割期日又は分割登記の日を審査基準日として申請するとき（分割時経審）
2 0	申請者について事業を承継しない会社の設立後最初の事業年度の終了の日より前の日に申請する場合
2 1	申請者が、国土交通大臣の定めるところにより、一定の企業集団に属する建設業者（連結子会社）として認定を受けて申請する場合
2 2	申請者が国土交通大臣の定めるところにより、その外国にある子会社について認定を受けて申請する場合

3 様式第二十五号の十四 別紙一 記入例

別紙一

(用紙A4)

2 0 0 0 2

工事種類別完成工事高 工事種類別元請完成工事高

項番 3 1	審査対象事業年度の 前審査対象事業 業年度又は前々 審査対象事業年度 自 2 9 年 0 9 月 至 0 1 年 0 8 月 審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 30 年 9 月～ 01 年 8 月 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度 29 年 9 月～ 30 年 8 月 「完成工事高」のうち元請完成工事高について記入	審査対象事業年度 自 0 1 年 0 9 月 至 0 2 年 0 8 月 計算基準の区分 2 (1.2年平均 2.3年平均)												
業種 コード 3 2 0 1 0	完成工事高(千円) 元請完成工事高(千円) 3 6 6 7 9 8 3 6 6 7 9 8	完成工事高(千円) 元請完成工事高(千円) 3 6 2 8 3 3 3 6 2 8 3 3												
工事の種類 土木一式 工事	<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="width:50%;">完成工事高計算表</th> <th style="width:50%;">元請完成工事高計算表</th> </tr> <tr> <td>審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 315,153× 12/12=315,153</td> <td>審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 315,153× 12/12=315,153</td> </tr> <tr> <td>審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度 418,444× 12/12=418,444</td> <td>審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度 418,444× 12/12=418,444</td> </tr> </table>	完成工事高計算表	元請完成工事高計算表	審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 315,153× 12/12=315,153	審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 315,153× 12/12=315,153	審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度 418,444× 12/12=418,444	審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度 418,444× 12/12=418,444	<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="width:50%;">完成工事高計算表</th> <th style="width:50%;">元請完成工事高計算表</th> </tr> <tr> <td>審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 315,153× 12/12=315,153</td> <td>審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 315,153× 12/12=315,153</td> </tr> <tr> <td>審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度 418,444× 12/12=418,444</td> <td>審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度 418,444× 12/12=418,444</td> </tr> </table>	完成工事高計算表	元請完成工事高計算表	審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 315,153× 12/12=315,153	審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 315,153× 12/12=315,153	審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度 418,444× 12/12=418,444	審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度 418,444× 12/12=418,444
完成工事高計算表	元請完成工事高計算表													
審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 315,153× 12/12=315,153	審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 315,153× 12/12=315,153													
審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度 418,444× 12/12=418,444	審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度 418,444× 12/12=418,444													
完成工事高計算表	元請完成工事高計算表													
審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 315,153× 12/12=315,153	審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 315,153× 12/12=315,153													
審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度 418,444× 12/12=418,444	審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度 418,444× 12/12=418,444													
工事の種類 プレストレスト コンクリート 構造物 工事	完成工事高計算表 元請完成工事高計算表 0 0	完成工事高計算表 元請完成工事高計算表 0 0												
工事の種類 とび・土工 コンクリート工事	完成工事高計算表 元請完成工事高計算表 8 9 7 0 5 7 5 2 5 0	完成工事高計算表 元請完成工事高計算表 1 1 7 2 0 0 8 7 0 0 0												
工事の種類 法面処理 工事	完成工事高計算表 元請完成工事高計算表 0 0	完成工事高計算表 元請完成工事高計算表 0 0												
工事の種類 その他	完成工事高計算表 元請完成工事高計算表 0 0	完成工事高計算表 元請完成工事高計算表 0 0												
合計	完成工事高計算表 元請完成工事高計算表 0 0	完成工事高計算表 元請完成工事高計算表 0 0												
「その他工事」・「合計」は、最後の用紙のみに記入すること。			契約後VEに係る完成工事高の評価の特例 (1. 有 2. 無)											

工事種類別完成工事高
工事種類別元請完成工事高

項番 3 1	審査対象事業年度の前審査対象事業年度又は前々審査対象事業年度 自 <input type="text" value="0"/> 年 <input type="text" value="0"/> 月 至 <input type="text" value="0"/> 年 <input type="text" value="0"/> 月 審査対象事業年度の前審査対象事業年度 年 月～ 年 月 審査対象事業年度の前々審査対象事業年度 年 月～ 年 月	審査対象事業年度 計算基準の区分 自 <input type="text" value="0"/> 年 <input type="text" value="0"/> 月 至 <input type="text" value="0"/> 年 <input type="text" value="0"/> 月 <input type="text" value="0"/> (1.2年平均) 2.3年平均 2枚目以降の用紙では記入しない		
業種コード 3 2 0 9 0	完成工事高(千円) 0 5 3 8 9	元請完成工事高(千円) 0 5 0 0 0	完成工事高(千円) 9 6 5 0	元請完成工事高(千円) 0 5 0 0 0
工事の種類 管 工事	完成工事高計算表 審査対象事業年度の前審査対象事業年度 5,634×12/12=5,634 審査対象事業年度の前々審査対象事業年度 5,144×12/12=5,144	元請完成工事高計算表 審査対象事業年度の前審査対象事業年度 5,000×12/12=5,000 審査対象事業年度の前々審査対象事業年度 5,000×12/12=5,000		
業種コード 3 2 3 0	完成工事高(千円) 4 2 1 9 2 9	元請完成工事高(千円) 4 2 1 9 2 9	完成工事高(千円) 2 8 2 6 5 2	元請完成工事高(千円) 2 8 2 6 5 2
工事の種類 造園 工事	完成工事高計算表 審査対象事業年度の前審査対象事業年度 511,018×12/12=511,018 審査対象事業年度の前々審査対象事業年度 332,840×12/12=332,840	元請完成工事高計算表 審査対象事業年度の前審査対象事業年度 511,018×12/12=511,018 審査対象事業年度の前々審査対象事業年度 332,840×12/12=332,840		
業種コード 3 2	完成工事高(千円)	元請完成工事高(千円)	完成工事高(千円)	元請完成工事高(千円)
工事の種類 工事	完成工事高計算表 審査対象事業年度の前審査対象事業年度 審査対象事業年度の前々審査対象事業年度	元請完成工事高計算表 審査対象事業年度の前審査対象事業年度 審査対象事業年度の前々審査対象事業年度		
業種コード 3 2	完成工事高(千円)	元請完成工事高(千円)	完成工事高(千円)	元請完成工事高(千円)
工事の種類 工事	完成工事高計算表 審査対象事業年度の前審査対象事業年度 審査対象事業年度の前々審査対象事業年度	元請完成工事高計算表 審査対象事業年度の前審査対象事業年度 審査対象事業年度の前々審査対象事業年度		
3 3 その他	完成工事高(千円) 2 8 7 7	元請完成工事高(千円) 0	完成工事高(千円) 2 7 4 2	元請完成工事高(千円) 0
工事の種類 その他 工事	完成工事高計算表 審査対象事業年度の前審査対象事業年度 2,500×12/12=2,500 審査対象事業年度の前々審査対象事業年度 3,255×12/12=3,255	元請完成工事高計算表 審査対象事業年度の前審査対象事業年度 0 審査対象事業年度の前々審査対象事業年度 0		
3 4 合計	完成工事高(千円) 8 8 6 6 9 8	元請完成工事高(千円) 8 6 8 9 7 7	完成工事高(千円) 7 7 5 0 7 7	元請完成工事高(千円) 7 3 7 4 8 5
「その他工事」・「合計」は、最後の用紙のみ記入すること。				
契約後VEに係る完成工事高の評価の特例 (1. 有 (2) 無)				

4 様式第二十五号の十四 別紙一 記入上の注意

・2枚以上必要になる場合はコピーして使用してください。

項番	記入上の注意（申請書類の記載要領もよく読んで記入してください。）
3 1 事業年度	<ul style="list-style-type: none"> ・審査基準日（決算日）からさかのぼって、次のいずれかの期間を選択し、1又は2を右端のカラムに記入。 <ul style="list-style-type: none"> 「1」2年平均：審査基準日から24か月 「2」3年平均：審査基準日から36か月 ・〔審査対象事業年度〕の欄には直前の決算期間を記入する。 ・〔審査基準日以前24か月間又は36か月の決算（基準決算を除く）〕の欄には次のとおり記入する。 <ul style="list-style-type: none"> 「2年平均」の場合：審査対象事業年度の前期決算期間 「3年平均」の場合：審査対象事業年度の前期2期の決算期間 ・この項番31は、4業種以上を受審するため用紙が2枚以上に及ぶ場合は、1枚目だけに記入する。
3 2 業種コード	<ul style="list-style-type: none"> ・経営規模等評価申請及び総合評定値請求をする業種ごとに3桁のコードを記入。（61ページ参照） ・「土木一式工事」、「とび・土工・コンクリート工事」、「鋼構造物工事」を受審する場合は、その次の「業種コード」の欄には、内訳として、次の専門的工種を必ず記入してください。工事实績がない場合でも必ず記入してください。 <p style="text-align: center;">（業種）（専門的工種）</p> <p>「土木一式工事」(010)・・・「プレストレストコンクリート構造物工事」(011) 「とび・土工・コンクリート工事」(050)・・・「法面処理工事」(051) 「鋼構造物工事」(110)・・・・・・・・・・・・・・・・「鋼橋上部工事」(111)</p>
3 2 完成工事高	<ul style="list-style-type: none"> ・項番31で記入した事業年度ごとに、審査対象建設業の業種ごとの完成工事高を記入。 ・〔審査基準日以前24か月間又は36か月間の決算〕の欄 <ul style="list-style-type: none"> 「1」（2年平均）の場合：基準決算の前期の完成工事高を記入。 「2」（3年平均）の場合：基準決算の前期決算と前々期決算の完成工事高の平均額を記入。（千円未満の端数は切り捨て） また、「完成工事高計算表」に各決算期の完成工事高を記載する。 ・記載する金額は千円未満の端数は切り捨て。 ・審査対象業種（専門的工種を含む）は工事实績がない場合は、必ず「0」を記入してください。
3 2 元請完成工事高	<ul style="list-style-type: none"> ・左欄「完成工事高」のうち元請完成工事高について記入。 ・記載する金額は千円未満の端数は切り捨て。 ・審査対象業種（専門的工種を含む）は工事实績がない場合は、必ず「0」を記入してください。
3 3 その他工事	<ul style="list-style-type: none"> ・経営事項審査を受けない業種の完成工事高があれば記入。 ・該当がない場合は「0」を記入。 ・用紙が2枚以上に及ぶ場合は最後の用紙にのみ記入してください。
3 4 合計	<ul style="list-style-type: none"> ・項番32及び項番33の合計を記入。 ただし、項番32のうち専門的工種の完成工事高は内訳なので合計額に含めません。 ・用紙が2枚以上に及ぶ場合は最後の用紙にのみ記入してください。
契約後VEに係る完成工事高の評価の特例	<ul style="list-style-type: none"> ・契約後VEに係る完成工事高の評価の特例の該当がある場合は「1」 該当がない場合は「2」 に○をつけてください。

5 様式第二十五号の十四 別紙二 記入例

別紙二

(用紙A4)
2 0 0 0 5

生年月日が審査基準日に近い順(若い順)に記載すること。

技術職員名簿

頁

項番
数 8 1 0 0 1 頁

右詰で記入し、空位のコラムを「0」で埋めること。2頁目以降も記入すること。

通番	新規掲載者	氏名	生年月日	審査基準日現在の満年齢	業種コード	有資格区分コード	講習受講	業種コード	有資格区分コード	講習受講	監理技術者資格者証交付番号	CPD単位取得数		
					3	5		10						
1		〇 〇 〇 〇	S 〇 年 〇 月 〇 日	32	8 2 0 1 2 7 4 2	0 5 2 1 4 2						15		
2	〇	△ △ △ △	S △ 年 △ 月 △ 日	34	8 2 0 2 2 2 1 2							0		
3		□ □ □ □	S □ 年 □ 月 □ 日	42	8 2 0 1 1 1 3 1	0 5 1 1 3 1					〇〇〇〇〇〇	0		
4		× × × ×	S × 年 × 月 × 日	46	8 2 2 9 1 1 4 2	0 9 1 2 9 1					〇〇〇〇〇〇	25		
5	<p>有資格区分コード</p> <p>しおりの60ページの有資格区分コード表のコードを記載してください。</p>				<p>業種コード</p> <p>技術職員1人につき2業種のみ申請可</p> <p>(2業種の考え方)</p> <ul style="list-style-type: none"> 1資格から2業種選択でもOK 例: 土木施工管理技士→土木・とび この場合、同じ有資格区分コードを2箇所に入力 2資格から1業種ずつ選択でもOK 例: 土木施工管理技士・建築施工管理技士→土木・建築 									
6														
7														
8														
9			年 月 日	8 2										
10	<p>CPD単位取得数</p> <p>審査基準日以前1年間に取得したCPD単位数を、しおり45ページ記載の単位認定機関右欄の数値で割り、30を掛けた数値(小数点以下切捨)を記載してください。 ※1人当たりの上限は30です。</p>				8 2									
11	<p>「講習受講」欄</p> <p>申請する業種について、次の①から③の要件を全て満たす場合は「1」を、それ以外の場合は「2」を記入</p> <p>① 法第15条第2号イに該当する者であること(1級国家資格者相当)</p> <p>② 監理技術者資格者証の交付を受けていること ※監理技術者資格者証の「建設業の種類」欄に申請業種の記載があることが必要です。</p> <p>③ 法第26条の5から7の規定による講習を、受講した日の属する年の翌年から起算して5年を経過していないこと</p>				8 2									
12					8 2									
13					8 2									
14					8 2									
15					8 2									
16					8 2									
17					8 2									
18					8 2									
19					8 2									
20					8 2									
21	8 2													
22			年 月 日	8 2										
23			年 月 日	8 2										
24			年 月 日	8 2										
25			年 月 日	8 2										
26			年 月 日	8 2										
27			年 月 日	8 2										
28			年 月 日	8 2										
29			年 月 日	8 2										
30			年 月 日	8 2										

6 様式第二十五号の十四 別紙二 記入上の注意
 ・2枚以上必要になる場合はコピーして使用してください。

項番	記入上の注意（申請書類の記載要領もよく読んで記入してください。）
	この名簿は、審査基準日において在籍する技術職員について作成してください。 ※技術職員については、生年月日が審査基準日から近い順（若い順）に記載してください。
81 頁数	・この「技術職員名簿」の枚数を、3桁の通し番号で記入。 空欄には必ず「0」を入れてください。
新規掲載者 氏名	・審査対象年内に新規に技術職員となる資格を得た者につき、○印を記入。 ・建設業に従事する職員のうち、該当者について記載。
生年月日	・T（大正）、S（昭和）、H（平成）、R（令和）等も忘れずに記入してください。
審査基準日現在の 満年齢	・当該技術職員の審査基準日時点での満年齢を記入。 ※満年齢が上がるのは誕生日の前日です。（年齢計算ニ関スル法律（明治35年法律第50号））
業種コード	・1人の技術者につき、2業種まで記入できます。
有資格区分 コード	・業種コードに対応した、技術職員が保有する資格について、技術職員資格区分コード表に従い、該当するコードを記載。
講習受講	・申請する業種について、次の①から③の要件を全て満たす場合は「1」を、それ以外の場合は「2」を記入。 ①法第15条第2号イに該当する者であること（1級国家資格者相当） ②監理技術者資格者証の交付を受けていること ※監理技術者資格者証の「建設業の種類」欄に申請業種の記載があることが必要です。 ③法第26条の5から7の規定による講習を、当期事業年度開始の日の直前5年以内に受講していること
監理技術者資格 者証交付番号	・監理技術者資格者証の交付を受けている者は、資格者証の番号を記入。
CPD 単位取得数	審査基準日以前1年間に取得した CPD 単位数を、しおり45ページ記載の単位認定団体ごとに右欄の数値で割り、30を掛けた数値（小数点以下切捨）を記載してください。 ※1人当たりの上限は30です。 ※複数団体の単位を取得している場合、合算はできません。 いずれか1つ団体を選択してください。

6-1 様式第二十五号の十四 別紙二 CPD 単位取得数に係る単位認定団体

CPD 単位取得数欄に記載する数値は、単位認定団体から認定された数値を、その団体ごとに右欄に掲げられた数値で割り、30を掛けた数値（小数点以下切捨）を記載してください。

⇒計算例：公益社団法人空気調和・衛生工学会から審査基準日前1年間に認定されたCPD単位数が40の場合 $\Rightarrow 40 \div 50 \times 30 = 24$

⇒様式第二十五の十四 別紙二 技術職員名簿のCPD 単位取得数欄には「24」を記入。

団体名	
公益社団法人空気調和・衛生工学会	50
一般財団法人建設業振興基金	12
一般社団法人建設コンサルタント協会	50
一般社団法人交通工学研究会	50
公益社団法人地盤工学会	50
公益社団法人森林・自然環境技術者教育研究センター	20
公益社団法人全国上下水道コンサルタント協会	50
一般社団法人全国測量設計業協会連合会	20
一般社団法人全国土木施工管理技士会連合会	20
一般社団法人全日本建設技術協会	25
土質・地質技術者生涯学習協議会	50
公益社団法人土木学会	50
一般社団法人日本環境アセスメント協会	50
公益社団法人日本技士会	50
公益社団法人日本建築士会連合会	12
公益社団法人日本造園学会	50
公益社団法人日本都市計画学会	50
公益社団法人農業農村工学会	50
一般社団法人日本建築士事務所協会連合会	12
公益社団法人建築家協会	12
一般社団法人日本建設業連合会	12
一般社団法人日本建築学会	12
一般社団法人建築設備技術者協会	12
一般社団法人電気設備学会	12
一般社団法人日本設備設計事務所協会	12
公益財団法人建築技術教育普及センター	12
一般社団法人日本建築構造技術者協会	12

その他の審査項目（社会性等）

建設工事の担い手の育成及び確保に関する取組の状況

建設業退職金共済制度加入の有無 ³ [1.有、2.無] 当該制度のうち、制度を1つ以上導入している場合は「1」を、いずれの制度も導入していない場合は「2」を記入

退職一時金制度若しくは企業年金制度導入の有無 ³ [1.有、2.無]

法定外労働災害補償制度加入の有無 ³ [1.有、2.無]

若年技術職員の継続的な育成及び確保 ³ [1.該当、2.非該当]

技術職員数(A)	若年技術職員数(B)	若年技術職員の割合(B/A)
(人)	(人)	

新規若年技術職員の育成及び確保 ³ [1.有、2.無]

CPD単位取得数 ³ [1.有、2.無]

技能レベル向上者数 ³ [1.有、2.無]

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定の状況 ³ [1.えるぼし認定(1段階目)、2.えるぼし認定(2段階目)、3.えるぼし認定(3段階目)、4.プラチナえるぼし認定、5.非該当]

次世代育成支援対策推進法に基づく認定の状況 ³ [1.くるみん認定、2.トライくるみん認定、3.プラチナくるみん認定、4.非該当]

青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定の状況 ³ [1.ユースエール認定、2.非該当]

建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況 ³ [1.「全ての建設工事で実施」に該当、2.「全ての公共工事で実施」に該当、3.非該当]

建設技能者を大切にす企業の自主宣言制度の宣言の有無 ³ [1.有、2.無]

建設業の営業継続の状況

営業年数 ³ (年) 初めて許可(登録)を受けた年月日 令和 年 月 日 休業等期間 年 月 備考(組織変更等)

民事再生法又は会社更生法の適用の有無 ³ [1.有、2.無]

再生手続又は更生手続開始決定日	再生計画又は更生計画認可日	再生手続又は更生手続終結決定日
令和 年 月 日	令和 年 月 日	令和 年 月 日

防災活動への貢献の状況

防災協定の締結の有無 ³ [1.有、2.無]

平成23年4月1日以降の申し立てに係る民事再生手続開始の決定又は会社更生手続開始の決定を受け、かつ、審査基準日以前に再生手続終結の決定又は更生手続終結の決定を受けていない場合は「1」を、それ以外の場合は「2」を記入

法令遵守の状況

営業停止処分の有無 ³ [1.有、2.無]

指示処分の有無 ³ [1.有、2.無]

審査基準日直前1年間に営業停止・指示処分を受けた場合は「1」を、それ以外の場合は「2」を記入

建設業の経理の状況

監査の受審状況 ³ [1.有、2.無]

公認会計士等の数 ³ (人)

二級登録経理試験合格者等の数 ³ (人)

以下の区分により記入(審査基準日時点)
 「1」…会計監査人の設置を行っている場合(監査報告書において、無限定適正意見、限定付適正意見が表明された場合に加点)
 「2」…会計参与の設置を行っている場合(会計参与報告書が作成されている場合に加点)
 「3」…下記の者のいずれかが経理処理の適正を確認した旨の書類(別添参照)に自らの記名を付したものを提出している場合(※下記の者が適正な研修・講習を受けている必要があります)
 ・ 公認会計士、税理士
 ・ 1級登録経理試験の合格者
 「4」…上記以外

研究開発の状況

研究開発費(2期平均) ¹⁰ (千円)

「監査の受審状況」欄において「1」を記載した場合のみ、2期平均の額を記入
それ以外の場合は、「0」を記入

規則別記様式第17号の2注記表に記載された研究開発費の額をもつて確認。
決算期が12ヶ月に満たない場合の換算方法については、現行の完成工事高と同じ。

(千円)	(千円)
------	------

建設機械の保有状況

建設機械の所有及びリース台数 ³ (台)

審査基準日において、所定の建設機械を自ら所有している場合又は審査基準日から1年7か月以上の使用期間が定められているリース契約を締結している場合にその保有台数を記入する。

国又は国際標準化機構が定めた規格による認証又は登録の状況

エコアクション21の認証の有無 ³ [1.有、2.無]

ISO9001の登録の有無 ³ [1.有、2.無]

ISO14001の登録の有無 ³ [1.有、2.無]

8 様式第二十五号の十四 別紙三 記入上の注意

項番	記入上の注意（申請書類の記載要領もよく読んで記入してください。）
<p>4 1 建設業退職金共済制度加入の有無</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・審査基準日において、建設業退職金共済制度に加入している場合は「1」を、加入していない場合は「2」を記入。 ・ただし、契約を締結していても証紙の購入実績がない等履行状況が劣っているため、「建設業退職金共済事業加入・履行証明書」が発行されない場合は「2」と記入してください。
<p>4 2 退職一時金制度若しくは企業年金制度導入の有無</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・審査基準日において、次のいずれにも該当しない場合は「2」を、いずれかに該当する場合は「1」を記入。 <ul style="list-style-type: none"> ・勤労者退職金共済機構との間で特定業種退職金共済契約以外の退職金共済契約が締結されている。 ・所得税法施行令に規定する特定退職金共済団体との間で退職金共済についての契約が締結されている。 ・労働協約若しくは就業規則に退職手当の定めがあるか又は退職手当に関する事項についての規則が定められている。 ・厚生年金基金を設立 ・法人税法に規定する適格退職年金契約の締結 ・確定拠出年金法に規定する企業型年金の導入 ・確定給付企業年金法に規定する確定給付企業年金（基金型又は規約型）の導入
<p>4 3 法定外労働災害補償制度加入の有無</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・政府の労働災害補償保険以外に、審査基準日において、（公財）建設業福祉共済団、（一社）全国建設業労災互助会、（一社）全国労働保険事務組合連合会、中小企業等協同組合法に基づき共済事業を営む者又は民間保険会社との間で、労働災害の給付契約を、締結している場合は「1」を、締結していない場合は「2」を記入。 ・対象となるのは、次の全ての要件を満たしているものに限り、 <ul style="list-style-type: none"> ①業務災害と通勤災害（出勤及び退勤中の災害）のいずれも対象とする。 ②直接の使用関係にある職員及び下請負人（数次の請負による場合にあつては下請負人すべて）の直接の使用関係にある職員のすべてを対象。 ③少なくとも死亡及び労働災害補償保険の障害等級第1級から第7級までに係る障害のすべてを対象とする
<p>4 4 若年技術職員の継続的な育成及び確保</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・審査基準日において、満35歳未満の技術職員の人数が技術職員の人数の合計の15%以上に該当する場合は「1」を、該当しない場合は「2」を記入。 <p>「技術職員数」の欄には、技術職員名簿に記載した技術職員の合計人数を、「若年技術職員数」の欄には、審査基準日において満35歳未満の技術職員の人数を、「若年技術職員の割合」の欄には「若年技術職員数」の欄に記載した数値を「技術職員数」の欄に記載した数値で除した数値を百分率（小数点第2位以下切捨）で表し、記入。</p>
<p>4 5 新規若年技術職員の育成及び確保</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・審査基準日において、満35歳未満の技術職員のうち、審査対象年内に新規に技術職員となる資格を得た人数が技術職員の人数の合計の1%以上に該当する場合は「1」を、該当しない場合は「2」を記入。 <p>「新規若年技術職員数」の欄には、技術職員名簿に記載された技術職員のうち、「新規掲載者」の欄に○が付され、審査基準日において満35歳</p>

	未満の者の人数を、「新規若年技術職員の割合」の欄には「新規若年技術職員数」の欄に記載した数値を前項「技術職員数」の欄に記載した数値で除した数値を百分率（小数点第2位以下切捨）で表し、記入。
4 6 CPD 単位取得数	<ul style="list-style-type: none"> 「CPD 単位取得数」の欄は、「技術者数」の欄に記載した数に含まれる者が審査基準日以前1年のうちに取得したCPDの単位数（ただし、算入できるCPD単位数は1人当たり30単位を上限とする。）を記入。 「技術者数」の欄は、建設業法第7条第2号イ、ロ、若しくはハ、又は同法第15条第2号イ、ロ、若しくはハに該当する者又は1級若しくは2級の第一次検定に合格した者の数を記入。
4 7 技能レベル向上者数	<ul style="list-style-type: none"> 「技能レベル向上者数」の欄は、「技能者数」の欄に記載した数に含まれる者が審査基準日以前3年のうちに国土交通大臣が定める建設技能者の能力評価制度により受けた評価（以下「認定能力評価」という。）の区分が審査基準日の3年前の日において受けている評価の区分より1以上上位であつた技能者の数を記入。 「技能者数」の欄は、審査基準日において審査基準日以前3年のうちに建設工事の施工に従事した者であつて第14条の2第2号チ又は同条第4号チに規定する建設工事に従事する者に該当する者の数から建設工事の施工の管理のみに従事した者の数を除いた数を記入。 「控除対象者」欄は、審査基準日以前3年前の日以前に認定能力評価により評価が最上位の区分に該当するとされた者の数を記載すること。 ※各項目の数値は様式第5号技能者名簿の各欄の合計数と一致すること。
4 8 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定の状況	<ul style="list-style-type: none"> 審査基準日において、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）に基づく「えるぼし認定（1段階目）」を受けている場合は「1」を、「えるぼし認定（2段階目）」を受けている場合は「2」を、「えるぼし認定（3段階目）」を受けている場合は「3」を、「プラチナえるぼし認定」を受けている場合は「4」を、いずれの認定も受けていない場合は「5」を記入。
4 9 次世代育成支援対策推進法に基づく認定の状況	<ul style="list-style-type: none"> 審査基準日において、次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）に基づく「くるみん認定」を受けている場合は「1」を、「トライくるみん認定」を受けている場合は「2」を、「プラチナくるみん認定」を受けている場合は「3」を、いずれの認定も受けていない場合は「4」を記入。
5 0 青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定の状況	<ul style="list-style-type: none"> 審査基準日において、青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和45年法律第98号）に基づく「ユースエール認定」を受けている場合は「1」を、受けていない場合は「2」を記入。
5 1 建設工事に従事する者の就業履歴	<ul style="list-style-type: none"> 審査基準日以前1年のうちに発注者から直接請け負った建設工事のうち、国土交通大臣が定める建設工事以外の全ての建設工事において建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置として国土交通大

歴を蓄積するために必要な措置の実施状況	臣が定めるものを実施した場合は「1」を、国土交通大臣が定める公共工事以外の全ての公共工事において当該措置を実施した場合は「2」を、いずれにも該当しない場合は「3」を記入。
5 2 建設技能者を大切に する企業の自主宣言 制度の宣言の有無	・審査基準日において、国土交通省が実施する「建設技能者を大切に する企業の自主宣言制度」の宣言を元請事業者又は下請事業者の立場で行 っている場合は「1」を、行っていない場合は「2」を記入。
5 3 営業年数	・初めて許可（又は登録）を受けた日から審査基準日までの期間（休業、 許可切れ等の期間を除く）を記入。（年未満の端数は切り捨て） ・個人からの法人成りの場合、Ⅲ 2（6）の年間平均完成工事高の引継 （2 3 ページ参照）に準じます。 ・下段に記載の再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受けた場合 は、当該再生手続終結の決定又は更生手続終結の決定を受けた時より起 算すること。
5 4 民事再生法又は 会社更生法の適 用の有無	・平成 2 3 年 4 月 1 日以降の申し立てに係る再生手続開始の決定又は更生 手続開始の決定を受け、かつ、審査基準日以前に再生手続終結の決定又 は更生手続終結の決定を受けていない場合は「1」を、それ以外の場合 は「2」を記入。
5 5 防災協定の締結 の有無	・審査基準日において、国、特殊法人等（公共工事の入札及び契約の適正 化の促進に関する法律第 2 条第 1 項に規定する特殊法人等）又は地方公 共団体の間で、防災活動に関する協定を締結している場合は「1」を、 締結していない場合は「2」を記入。
5 6、5 7 営業停止処分の 有無 指示処分の有無	・審査基準日直前 1 年間に建設業法に基づく営業停止又は指示処分を受け た場合は「1」を、それ以外の場合は「2」を記入。
5 8 監査の受審状況	・会計監査人の設置を行っている場合（監査報告書において、無限定訂正 意見、限定付適正意見が表明された場合）は「1」を、会計参与の設置 を行っている場合（会計参与報告書が作成されている場合）は「2」を、 下記の者のいずれかが経理処理の適正を確認した旨の書類に自らの署名 を付したものを提出している場合は「3」を、それ以外は「4」を記入。 ・第 1 8 条の 3 第 3 項 2 号イに該当する者 ・一級登録経理試験に合格した者であって、合格した日の属する年度の 翌年度の開始の日から起算して 5 年を経過しない者、 ・一級登録経理講習を受講した者であって、受講した日の属する年度の 翌年度の開始の日から起算して 5 年を経過しない者 ・第 1 8 条の 3 第 3 項 2 号ニに該当する者（一級の登録経理講習を受 講した者と同等以上と認められる者に限る。） ※令和 5 年 3 月 3 1 日までは登録経理講習の経過措置あり。
5 9 公認会計士等の 数	・従業員の中で、以下の者の人数を記入。 ・第 1 8 条の 3 第 3 項 2 号イに該当する者 ・一級登録経理試験に合格した者であって、合格した日の属する年度の翌 年度の開始の日から起算して 5 年を経過しない者 ・一級登録経理講習を受講した者であって、受講した日の属する年度の翌

	<p>年度の開始の日から起算して5年を経過しない者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第18条の3第3項第2号ニに該当する者（一級の登録経理講習を受講した者と同等以上と認められる者に限る。） <p>※令和5年3月31日までは登録経理講習の経過措置あり。</p>
<p>60 2級登録経理試験合格者の数</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・従業員の中で、以下の者の人数を記入。 ・二級登録経理試験に合格した者であって、合格した日の属する年度の翌年度の日から起算して5年を経過しない者 ・二級登録経理講習を受講した者であって、受講した日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して5年を超えない者 ・第18条の3第3項2号ニに該当する者（二級の登録経理講習を受講した者と同等以上と認められる者とされる者に限る。） <p>※令和5年3月31日までは登録経理講習の経過措置あり。</p>
<p>61 研究開発費 (2期平均)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「監査の受審状況」（項番58）欄において「1」を記載した場合のみ、2期平均の額を記入。それ以外の場合は「0」を記入。
<p>62 建設機械の保有 状況</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・審査基準日において、建設機械抵当法施行令別表に規定する①ショベル系掘削機、②ブルドーザー、③トラクターショベル及び④モーターグレーダー、⑤土砂等を運搬する貨物自動車であって自動車検査証の車体形状の欄に「ダンプ」、「ダンプフルトレーラ」又は「ダンプセミトレーラ」と記載されているもの、⑥自動車検査証の車体形状の欄に「アスファルト・フィニッシャ」と記載されている大型特殊自動車並びに⑦労働安全衛生法施行令に規定するつり上げ荷重が三トン以上の移動式クレーン、⑧作業床の高さが二メートル以上の高所作業車、⑨締固め用機械、⑩解体用機械、⑪不整地運搬車について、自ら所有している場合又は審査基準日から1年7か月以上の使用期間が定められているリース契約を締結している場合にその保有台数を記入。
<p>63、64、 65 エコアクション 21の認証及び 国際標準化機構 が定めた規格に よる登録の状況</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・審査基準日において、エコアクション21の認証を取得している場合、国際標準化機構第9001号（ISO9001）又は第14001号（ISO14001）の規定による登録を受けている場合は、「1」を、それ以外の場合は「2」をそれぞれに記入。

審査基準日(仮) : 令和2年12月31日

技能者名簿

通番	氏名	生年月日	評価日	レベル向上の有無	控除対象
1	●● ●●	S●●年●●月●●日	R2年5月31日	○	
2	◎◎ ◎◎	S◎◎年◎◎月◎◎日			
3	■ ■ ■ ■	S■ ■ ■ ■年■ ■ ■ ■月■ ■ ■ ■日	R2年10月15日	○	
4	○○ ○○	S○○年○○月○○日			
5	△△ △△	S△△年△△月△△日	R2年12月20日	○	
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 生年月日が審査基準日に近い順(若い順)に記入。 </div>					
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 本様式には、審査基準日以前3年間に建設工事に従事した者であって、常勤である者すべてを記入してください。 ※資格の有無に関わらず、建設工事に従事した者は記入が必要です。 ただし、建設工事の施工管理のみに従事した者は除いてください。 </div>					
合計	5 (人)			3 (人)	0 (人)

記載要領

- この表は、審査基準日における許可を受けた建設業に従事する職員のうち、審査基準日以前三年間に、建設工事の施工に従事した者であって、建設業法施行規則第十四条の二第二号チ又は同条第四号チに規定する建設工事に従事する者に該当する者(ただし、建設工事の施工の管理のみに従事した者は除く。)について作成すること。
- 「評価日」の欄には、技能者が審査基準日以前において認定能力評価基準により評価を受けている場合、その最も新しい評価を受けた日を記載すること。
- 「レベル向上の有無」の欄には、審査基準日以前三年間に、能力評価基準により受けた評価の区分が、審査基準日の三年前の日以前に受けた最新の評価の区分より1以上上位であった者に該当する場合に、○印を記載すること。
- 「控除対象」の欄には、審査基準日の3年前の日以前に能力評価基準により評価が最上位の区分に該当するとされた者の場合に、○印を記載すること。
- 本表の最後の行には、作成対象となる技能者、「レベル向上の有無」の欄に○印が記載された者、「控除対象」の欄に○印が記載された者、それぞれの合計人数を記載すること。

建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置を実施した旨の誓約書
及び
情報共有に関する同意書

令和 年 月 日から令和 年 月 日までの期間に発注者から直接請け負った建設工事について、以下のとおり建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置を実施したことを誓約します。

また、建設業法施行規則第21条の26第1項に定める国土交通大臣又は都道府県知事及び一般財団法人建設業振興基金との間において、上記の内容を確認する目的での情報共有を行うことに同意します。

期間は審査基準日の1年前の日から審査基準日までです。

群馬県知事殿

年 月 日

建設キャリアアップシステム事業者ID

該当する場合は□内に記載してください。

「1」⇒公共工事及び民間工事にて措置を実施した場合
※対象となる民間工事が無い場合にすべての公共工事で措置を実施した場合を含みます。

「2」⇒公共工事のみ措置を実施した場合

申請区分 (1. 全ての建設工事、2. 全ての公共工事)

科 目		件 数
措置実施工事		件
措置未実施工事	軽微な工事	件
	災害応急工事	件
計		件

措置未実施工事の欄には、発注者から直接請け負った軽微な工事又は災害応急工事のうち、措置を実施していない件数を記載してください。
※実施している場合は、実施工事の件数に含めてください。

発注者から直接請け負った工事のうち、軽微な工事及び災害応急工事以外の国内工事において措置未実施のものがある場合は、評価対象となりません。

記載要領

- 1 「 地方整備局長
北海道開発局長 については、不要なものを消すこと。
知事」
- 2 「申請区分」の欄については、カラム内に該当する数字を記入すること。
- 3 表には、許可に係る建設工事の種類に関わらず、審査基準日以前1年のうちに発注者から直接請け負った建設工事のうち、「申請区分」の欄に記入した区分が「1」の場合は全ての建設工事について、「2」の場合は全ての公共工事について、記載すること。
なお、表中に記載する内容が無い場合は、「0」を記載又は空欄とすること。
- 4 「措置実施工事」とは、建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置を実施した建設工事又は公共工事をいう。軽微な工事等においても、当該措置を実施した場合は、「措置実施工事」に含むものとする。
- 5 「軽微な工事」とは、建設業法施行令第一条の二第一項に掲げる建設工事をいう。
- 6 「災害応急工事等」とは、防災協定に基づき行う災害応急対策若しくは既に締結されている建設工事の請負契約において当該請負契約の発注者の指示に基づき行う災害応急対策をいう。

「建設技能者を大切にせる企業の自主宣言制度」に関する誓約書

宣言日は審査基準日以前であること。

「建設技能者を大切にせる企業の自主宣言制度」において、令和8年2月1日付で宣言した取り組みについて、取組開始日以降（行な/行っている）ことを誓約します。

また、建設業法第27条の26第1項に定める国土交通大臣又は都道府県知事及び一般財団法人建設業振興基金との間において、上記の内容を公表する目的での情報共有を行うこと及び上記の内容を確認する目的の調査に協力することを誓約します。

審査基準日時点で取組開始日が
①到来している場合→「行な」を消す
②到来していない場合→「行っている」を消す

一地方整備局長
北海道開発局長
群馬県 知事 殿

令和8年 7月 1日

審査基準日時点で取組開始日が
①到来している場合→「B」
②到来していない場合→「A」

住所 前橋市大手町1-1-1
商号又は氏名 群馬建設（株）
代表者氏名 群馬 太郎

申請区分 **B** (A. 取り組みを行う、B. 取り組みを行っている)

項 目	日 付
審査基準日	令和8年3月31日
取組開始日	令和8年3月1日

記載要領

- 1 「（行う/行っている）」については、不要のものを消すこと。
- 2 「 地方整備局長
北海道開発局長 については、不要のものを消すこと。
知事」
- 3 「申請区分」の欄については、カラム内に該当する英字を記入すること。
- 4 「A. 取り組みを行う」について、審査基準日時点で取組開始日が到来していない者において、取組開始日以降は当該自主宣言の取り組みを行う場合を指す。なお、取組開始日の到来後、当該自主宣言の取り組みを行っていない場合は、虚偽申請として建設業法に違反するおそれがあるため留意すること。
- 5 「B. 取り組みを行っている」について、審査基準日時点で取組開始日が到来している者において、当該自主宣言の取り組みを行っている場合を指す。なお、当該自主宣言の取り組みを行っていないにもかかわらず本誓約書を提出した場合は、虚偽申請として建設業法に違反するおそれがあるため留意すること。
- 6 表には、受審している経営事項審査の審査基準日及び「建設技能者を大切にする企業の自主宣言制度」で設定している取組開始日を記入すること。

V 決算変更届・工事経歴書

1 決算変更届について

- ・決算変更届は、毎事業年度経過後4ヶ月以内に提出しなければなりません。
(建設業法11条第2項)

また、経営事項審査で用いられる額は、建設業許可を受けて最初の申請の場合など特別な場合を除き、Ⅲ1にあるとおり決算変更届に添付されている財務諸表等を基礎としていますので、経営事項審査の申請に当たっては、決算変更届が提出されていることが必要です。

2 兼業事業について

- ・完成工事高の中に建設業（建設工事の請負）以外の兼業事業（不動産業など）の売上高を含めることは出来ません。
- ・しおり24ページⅢ2(8)のとおり、完成工事高の合計額に含められないものは兼業事業として扱います。

3 経営事項審査を受ける場合の消費税の扱い

- ・決算変更届に添付する財務諸表や工事経歴書は、必ず**消費税抜き**で作成してください。消費税込みの場合は申請を受け付けられません。
なお、免税業者についてはこの限りではありません。

4 工事経歴書の作成上の注意

- ・作成手順については次のとおりです。
 - ①建設業の業種ごとに、元請工事に係る完成工事について、請負代金の大きい順に、元請完成工事高の合計額の7割を超えるところまで記載します。
 - ②ただし、請負代金の大きい順に記載していき、許可が不要な「軽微な工事」を記載しないと7割を超えない場合、この「軽微な工事」については10件まで記載すれば7割を超えなくても構いません。（この10件の途中で7割に達すればそこまで結構です。）

「軽微な工事」とは

 - ・1件の請負代金の額が500万円未満の工事。
 - ・建築一式工事については、1件の請負代金の額が1500万円未満の工事又は延べ面積が150㎡未満の木造住宅工事。

※請負代金の額は消費税相当額を含みます。
 - ③続けて、元請・下請を含めた未記載の工事を全ての完成工事高の7割を超えるところまで、請負代金の大きい順に記載します。
 - ④ただし、請負代金の大きい順に記載していき、許可が不要な「軽微な工事」を記載しないと7割を超えない場合、この「軽微な工事」については10件まで記載すれば7割を超えなくても構いません。（②で軽微な工事が10件に達している場合であっても、下請に軽微な工事を超える工事がある場合には、7割を超える又は軽微な工事を超える工事をすべて記載する必要があります。）
 - ⑤続けて、主な未成工事について、「未成工事」を表示し、請負代金の額の大きい順に記載します。
- ・工事進行基準を採用している場合は、「請負代金の額」の欄に全体の請負金額を記載し、その上に審査事業年度に係る完成工事高（審査事業年度内の実際の売上高）を括弧書きしてください。
- ・金額の順序は、完成工事高として計上した分を基準にしてください。
(進行基準を採用している場合は審査事業年度に係る完成工事高を基準にしてください。)

- ・「小計」は、当該ページ内の合計、「合計」は当該事業年度に計上した完成工事高の合計を記入してください。
なお、同一業種で複数枚に渡るときは、最終ページにのみ「合計」を記入してください。
- ・JV工事の場合の「請負代金の額」の欄には、JV協定書に基づく出資割合等の持分に係る金額のみを記載します。
- ・配置技術者については、氏名その他、主任技術者又は監理技術者の別を記入する必要があります。

様式第二号 (第二条、第十九条の八関係)

(用紙A4)

工事経歴書

該当するものに丸を付す。
経営事項審査では税抜き。ただし、免税業者は「税込」に丸を付し、余白に「免税業者」と明記すること。

(建設工事の種類)とび・土工・コンクリート 工事 (税込・**税抜**)

工事経歴書記入例

注文者	元請 又は 下請 の別	JV の 別	工事名	工事現場のある 都道府県及び 市区町村名	配置技術者		請負代金の額		工期	
					氏名	主任技術者又は監理技術者の 別(該当箇所にレ印を記載) 主任技術者 監理技術者	うち、 ・PC ・法面処理 ・鋼橋上部	着工年月	完成又は 完成予定年月	
群馬県	元請		共同企業体(JV)として 行った工事には「JV」と記載	群馬県前橋市	群馬一郎	レ	76,000 千円	千円	令和元年 5月	令和2年 3月
前橋市	元請		市道改良側溝建設工事	群馬県前橋市	前橋次郎	レ	58,000 110,000 千円	千円	令和元年 10月	令和元年 12月
渋川市	元請		〇〇地区地すべり防止工事	群馬県渋川市	渋川三郎	レ	32,000 千円	32,000 千円	令和元年 9月	令和2年 1月
〇〇建設	下請		経営事項審査を申請する場合 ①元請工事に係る完成工事について、その請負代金の額の合計額の7割を超えるところまで、請負代金の額の大きい順に記載 注1. 500万円(建築1,500万円)未満の工事については10件まで記載 注2. 請負代金の額の合計額の1,000億円超部分は記載不要 ②①に続けて、①以外の元請工事及び下請工事に係る完成工事について全ての完成工事高の約7割を超えるところまで、請負代金の額の大きい順に記載 注1. 500万円(建築1,500万円)未満の工事については10件まで記載 注2. 請負代金の額の合計額の1,000億円超部分は記載不要 ③ ②に続けて、主な未成工事について、請負代金の額の大きい順に記載				33,000 千円	千円	令和元年 5月	令和元年 7月
〇〇住宅販売	元請						15,500 千円	千円	令和元年 6月	令和元年 6月
〇〇ビル管理	元請						9,800 千円	千円	令和元年 9月	令和元年 9月
〇〇建設	下請						8,700 千円	千円	令和元年 5月	令和元年 7月
〇〇住建	下請						7,000 千円	千円	令和2年 1月	令和2年 3月
			(未成工事)				千円	千円	令和 年 月	令和 年 月
〇〇建設	下請		市道建設 土工事	群馬県前橋市	高崎四郎	レ	25,000 千円	千円	令和2年 1月	令和2年 4月
A	元請		A邸外構工事	群馬県渋川市	群馬一郎		5,000 千円	千円	令和2年 6月	令和2年 6月
							千円	千円	令和 年 月	令和 年 月

工事進行基準が
適用される工事は、その完成工事高を括弧書き
で記載

ページごとの完成工
事の件数及び請負代
金の額の合計を記載

「小計」・「合計」のうち、
元請工事に係る請負代金の
額の合計を記載

最終ページにおいて、全ての
完成工事の件数及び請負代金
の額の合計を記載

小 計	8 件	240,000 千円	32,000 千円	うち 元請工事	
				191,300 千円	32,000 千円
合 計	35 件	340,000 千円	32,000 千円	うち 元請工事	
				230,000 千円	32,000 千円

※記載が必要な工事件数は3件までではありません

VI 各種コード表

○大臣・都道府県知事コード

00	国土交通大臣	12	千葉県知事	24	三重県知事	36	徳島県知事
01	北海道知事	13	東京都知事	25	滋賀県知事	37	香川県知事
02	青森県知事	14	神奈川県知事	26	京都府知事	38	愛媛県知事
03	岩手県知事	15	新潟県知事	27	大阪府知事	39	高知県知事
04	宮城県知事	16	富山県知事	28	兵庫県知事	40	福岡県知事
05	秋田県知事	17	石川県知事	29	奈良県知事	41	佐賀県知事
06	山形県知事	18	福井県知事	30	和歌山県知事	42	長崎県知事
07	福島県知事	19	山梨県知事	31	鳥取県知事	43	熊本県知事
08	茨城県知事	20	長野県知事	32	島根県知事	44	大分県知事
09	栃木県知事	21	岐阜県知事	33	岡山県知事	45	宮崎県知事
10	群馬県知事	22	静岡県知事	34	広島県知事	46	鹿児島県知事
11	埼玉県知事	23	愛知県知事	35	山口県知事	47	沖縄県知事

○群馬県市町村コード

市町村名	コード
前橋市	10201
高崎市	10202
桐生市	10203
伊勢崎市	10204
太田市	10205
沼田市	10206
館林市	10207
渋川市	10208
藤岡市	10209
富岡市	10210
安中市	10211
みどり市	10212

	市町村名	コード
北群馬郡	榛東村	10344
	吉岡町	10345
多野郡	上野村	10366
	神流町	10367
甘楽郡	下仁田町	10382
	南牧村	10383
	甘楽町	10384
吾妻郡	中之条町	10421
	長野原町	10424
	嬭恋村	10425
	草津町	10426
	高山村	10428
	東吾妻町	10429

	市町村名	コード
利根郡	片品村	10443
	川場村	10444
	昭和村	10448
	みなかみ町	10449
佐波郡	玉村町	10464
邑楽郡	板倉町	10521
	明和町	10522
	千代田町	10523
	大泉町	10524
	邑楽町	10525

○建設業種コード

コード	工事の種類	コード	工事の種類	コード	工事の種類
010	土木一式工事	100	タイル・れんが・ブロック工事	200	機械器具設置工事
011	プレストレストコンクリート構造物工事	110	鋼構造物工事	210	熱絶縁工事
020	建築一式工事	111	鋼橋上部工事	220	電気通信工事
030	大工工事	120	鉄筋工事	230	造園工事
040	左官工事	130	ほ装工事	240	さく井工事
050	とび・土工・コンクリート工事	140	しゅんせつ工事	250	建具工事
051	法面処理工事	150	板金工事	260	水道施設工事
060	石工事	160	ガラス工事	270	消防施設工事
070	屋根工事	170	塗装工事	280	清掃施設工事
080	電気工事	180	防水工事	290	解体工事
090	管工事	190	内装仕上工事		

○業種コード

コード	建設業の種類	コード	建設業の種類	コード	建設業の種類
01	土木工事業	11	鋼構造物工事業	21	熱絶縁工事業
02	建築工事業	12	鉄筋工事業	22	電気通信工事業
03	大工工事	13	ほ装工事業	23	造園工事業
04	左官工事	14	しゅんせつ工事業	24	さく井工事業
05	とび・土工工事業	15	板金工事業	25	建具工事業
06	石工事業	16	ガラス工事業	26	水道施設工事業
07	屋根工事業	17	塗装工事業	27	消防施設工事業
08	電気工事業	18	防水工事業	28	清掃施設工事業
09	管工事業	19	内装仕上工事業	29	解体工事業
10	タイル・れんが・ブロック工事業	20	機械器具設置工事業		

技術職員 有資格区分コード表
 <経営規模等評価申請/技術職員名簿>

※ 加対象業種の「◎」は「5点」、「○」は「2点」、「△」は「1点」を示しています。

※ 加対象業種の「◆」は合格後に3年以上、「◇」は合格後に5年以上の実務経験がある場合、「1点」となります。

※ 資格区分欄右端の【 】内に記載されている年数は、当該欄に記載されている資格取得後に建設業法第7条第2号ハ該当となるために必要とされている実務経験年数です。

※ 職業能力開発促進法の技能検定で、平成16年4月1日以降に2級に合格した場合は、合格後に3年以上の実務経験が必要です。

※ 職業能力開発促進法の技能検定で、平成16年3月31日以前に2級に合格した場合は、合格後に1年以上の実務経験が必要です。

※ 解体欄に「※」が記載されている資格については、実務経験や講習受講、平成28年度以降の合格等、解体工事業における主任技術者の要件を満たす必要があります。(要件を満たした場合の点数は他業種と同じです)

コード	資格区分	加対象業種																												
		01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29
		土	建	大	左	と	石	屋	電	管	タ	鋼	筋	ほ	し	板	ガ	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解
001	実務経験:指定学科卒業後、大卒3年、高卒5年(建設業法第7条第2号イ該当)	実務経験を有する2業種以内に限り1点づつ配点																												
002	実務経験:10年(建設業法第7条第2号ロ該当)	実務経験を有する2業種以内に限り1点づつ配点																												
003	大臣認定者:建設業法第15条第2号イと同等以上(建設業法第15条第2号ハ該当)	実務経験を有する2業種以内に限り1点づつ配点																												
004	大臣認定者:建設業法第15条第2号ロと同等以上(建設業法第15条第2号ハ該当)	実務経験を有する2業種以内に限り1点づつ配点																												
005	監理技術者補佐:建設業法施行令第28条第1号又は第2号該当(一級技術者除く)	有する資格に応じて2業種以内に限り4点づつ配点																												

コード	資格区分	加対象業種																												
		01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29
		土	建	大	左	と	石	屋	電	管	タ	鋼	筋	ほ	し	板	ガ	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解
111	1級 建設機械施工管理技士	◎				◎							◎																	
212	2級 建設機械施工管理技士(第1種~第6種)	○				○							○																	
113	1級 土木施工管理技士	◎			◆	◎	◎	◆			◆	◎	◆	◎			◎	◆			◆			◆		◎		◆	※	
11H	1級 土木施工管理技士補				◆	◆	◆	◆			◆	◆	◆	◆			◆	◆			◆			◆		◆		◆	◆	
214	2級 土木施工管理技士	○			◇	○	○	◇			◇	○	◇	○	○			◇	◇			◇		◇		○		◇	※	
21J	2級 土木施工管理技士補				◇	◇	◇	◇			◇	◇	◇	◇			◇	◇			◇		◇		◇		◇		◇	
215	2級 土木施工管理技士				◇	◇	◇	◇			◇	◇	◇	◇			○	◇			◇		◇		◇		◇		◇	
21K	2級 土木施工管理技士補				◇	◇	◇	◇			◇	◇	◇	◇			◇	◇			◇		◇		◇		◇		◇	
216	2級 土木施工管理技士				◇	○	◇	◇			◇	◇	◇	◇			◇	◇			◇		◇		◇		◇		◇	
21L	2級 土木施工管理技士補				◇	◇	◇	◇			◇	◇	◇	◇			◇	◇			◇		◇		◇		◇		◇	
120	1級 建築施工管理技士		◎	◎	◎	◎	◎	◎			◎	◎	◎			◎	◎	◎	◎	◎	◆	◎			◎		◆	◆	◆	※
12C	1級 建築施工管理技士補			◆	◆	◆	◆	◆			◆	◆	◆			◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆			◆		◆	◆	◆	◆
221	2級 建築施工管理技士		○	◇	◇	◇	◇	◇			◇	◇	◇			◇	◇	◇	◇	◇	◇			◇		◇		◇	◇	※
222	2級 建築施工管理技士			○	○	◇	◇	◇			○	○	◇			◇	◇	◇	◇	◇	◇			◇		◇		◇	◇	※
223	2級 建築施工管理技士			○	○	◇	○	○			○		◇			○	○	○	○	○	◇	○			○		◇		◇	◇
22D	2級 建築施工管理技士補			◇	◇	◇	◇	◇			◇	◇	◇			◇	◇	◇	◇	◇	◇			◇		◇		◇	◇	◇
127	1級 電気工事施工管理技士								◎												◆								◆	
12E	1級 電気工事施工管理技士補																				◆								◆	
228	2級 電気工事施工管理技士								○												◇								◇	
22F	2級 電気工事施工管理技士補																				◇								◇	
129	1級 管工事施工管理技士									◎		◆		◆	◆						◆	◆			◆	◆	◆	◆	◆	
12G	1級 管工事施工管理技士補											◆		◆	◆						◆	◆			◆	◆	◆	◆	◆	
230	2級 管工事施工管理技士									○		◇		◇	◇						◇	◇			◇	◇	◇	◇	◇	
23A	2級 管工事施工管理技士補											◇		◇	◇						◇	◇			◇	◇	◇	◇	◇	
131	1級 電気通信工事施工管理技士																						◎							
232	2級 電気通信工事施工管理技士																						○							
133	1級 造園施工管理技士				◆	◆	◆	◆			◆		◆		◆			◆	◆			◆		◎		◆		◆	◆	
13D	1級 造園施工管理技士補				◆	◆	◆	◆			◆		◆		◆			◆	◆			◆		◎		◆		◆	◆	
234	2級 造園施工管理技士				◇	◇	◇	◇			◇		◇		◇			◇	◇			◇		○		◇		◇	◇	
23E	2級 造園施工管理技士補				◇	◇	◇	◇			◇		◇		◇			◇	◇			◇		○		◇		◇	◇	

コード	資格区分	加 点 対 象 業 種																											
		01 土	02 建	03 大	04 左	05 と	06 石	07 屋	08 電	09 管	10 タ	11 鋼	12 筋	13 ほ	14 し	15 板	16 ガ	17 塗	18 防	19 内	20 機	21 絶	22 通	23 園	24 井	25 具	26 水	27 消	28 清
175	給排水衛生設備配管（1級）									○																			
275	給排水衛生設備配管（2級）									△																			
176	配管・配管工（1級）									○																			
276	配管・配管工（2級）									△																			
170	建築板金「ダクト板金作業」（1級）								○	○							○												
270	建築板金「ダクト板金作業」（2級）								△	△							△												
177	タイル張り・タイル張り工（1級）									○																			
277	タイル張り・タイル張り工（2級）									△																			
178	築炉・築炉工（1級）、れんが積み									○																			
278	築炉・築炉工（2級）									△																			
179	ブロック建築・ブロック建築工（1級）、コンクリート積みブロック施工								○	○																			
279	ブロック建築・ブロック建築工（2級）								△	△																			
180	石工・石材施工・石積み（1級）								○																				
280	石工・石材施工・石積み（2級）								△																				
181	鉄工・製罐（1級）										○																		
281	鉄工・製罐（2級）									△																			
182	鉄筋組立て・鉄筋施工（合格証2種類必要）（1級）												○																
282	鉄筋組立て・鉄筋施工（合格証2種類必要）（2級）												△																
183	工場板金（1級）																○												
283	工場板金（2級）																△												
184	板金「建築板金作業」・建築板金「内外装板金作業」・板金工「建築板金作業」（1級）								○								○												
284	板金「建築板金作業」・建築板金「内外装板金作業」・板金工「建築板金作業」（2級）								△								△												
185	板金・板金工・打出し板金（1級）																○												
285	板金・板金工・打出し板金（2級）																△												
186	かわらぶき・スレート施工（1級）								○																				
286	かわらぶき・スレート施工（2級）								△																				
187	ガラス施工（1級）																○												
287	ガラス施工（2級）																△												
188	塗装・木工塗装・木工塗装工（1級）																	○											
288	塗装・木工塗装・木工塗装工（2級）																	△											
189	建築塗装・建築塗装工（1級）																	○											
289	建築塗装・建築塗装工（2級）																	△											
190	金属塗装・金属塗装工（1級）																	○											
290	金属塗装・金属塗装工（2級）																	△											
191	噴霧塗装（1級）																	○											
291	噴霧塗装（2級）																	△											
167	路面標示施工																	○											
192	畳製作・畳工（1級）																		○										
292	畳製作・畳工（2級）																		△										
193	内装仕上げ施工・カーテン施工・天井仕上げ施工・床仕上げ施工・表装・表具・表具工（1級）																		○										
293	内装仕上げ施工・カーテン施工・天井仕上げ施工・床仕上げ施工・表装・表具・表具工（2級）																		△										
194	熱絶縁施工（1級）																					○							
294	熱絶縁施工（2級）																					△							
195	建具製作・建具工・木工「建具製作作成」・カーテンウォール施工・サッシ施工（1級）																										○		
295	建具製作・建具工・木工「建具製作作成」・カーテンウォール施工・サッシ施工（2級）																										△		
196	造園（1級）																							○					
296	造園（2級）																							△					
197	防水施工（1級）																			○									
297	防水施工（2級）																			△									
198	さく井（1級）																									○			
298	さく井（2級）																									△			

VII その他様式等

国土交通省通知 別記様式第1号

(用紙A4)

工事種類別完成工事高付表

申請者_____

審査対象建設業	完成工事高

注) 申請者のうち次の申出をしようとする者については、その申出の額をそのまま審査対象建設業ごとに記載すること。

- (1) 一式工事業に係る建設工事の完成工事高を一式工事以外の建設業に係る建設工事高に加えて申し出ようとする者。
- (2) 一式工事業以外の建設業に係る完成工事高についても(1)と同様の方法により計算して申し出ようとする者。

経理処理の適正を確認した旨の書類

私は、建設業法施行規則第18条の3第3項第2号の規定に基づく確認を行うため、〇〇〇の令和×年×月×日から令和×年×月×日までの第×期事業年度における計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び注記表について、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準その他の企業会計の慣行を斟酌され作成されたものであること及び別添の会計処理に関する確認項目の対象に係る内容について適正に処理されていることを確認しました。

商号又は名称
所属・役職

氏名

以上

別添

建設業の経理が適正に行われたことに係る確認項目

項目	内容
全体	<p>前期と比較し概ね20%以上増減している科目についての内容を検証する。特に次の科目については、詳細に検証し不適切なものが含まれていないことを確認した。</p> <p>受取手形、完成工事未収入金等の営業債権 未成工事支出金等の棚卸資産 貸付金等の金銭債権 借入金等の金銭債務 完成工事高、兼業事業売上高 完成工事原価、兼業事業売上原価 支払利息等の金融費用</p>
預貯金	残高証明書又は預金通帳等により残高を確認している。
金銭債権	<p>営業上の債権のうち正常営業循環から外れたものがある場合、これを投資その他の資産の部に表示している。</p> <p>営業上の債権以外の債権でその履行時期が1年以内に到来しないものがある場合、これを投資その他の資産の部に表示している。</p> <p>受取手形割引額及び受取手形裏書譲渡額がある場合、これを注記している。</p>
貸倒損失 貸倒引当金	<p>法的に消滅した債権又は回収不能な債権がある場合、これらについて貸倒損失を計上し債権金額から控除している。</p> <p>取立不能のおそれがある金銭債権がある場合、その取立不能見込額を貸倒引当金として計上している。</p> <p>貸倒損失・貸倒引当金繰入額等がある場合、その発生の態様に応じて損益計算上区分して表示している。</p>
有価証券	<p>有価証券がある場合、売買目的有価証券、満期保有目的の債券、子会社株式及び関連会社株式、その他有価証券に区分して評価している。</p> <p>売買目的有価証券がある場合、時価を貸借対照表価額とし、評価差額は営業外損益としている。</p> <p>市場価格のあるその他有価証券を多額に保有している場合、時価を貸借対照表価額とし、評価差額は洗替方式に基づき、全部純資産直入法又は部分純資産直入法により処理している。</p> <p>時価が取得価額より著しく下落し、かつ、回復の見込みがない市場価格のある有価証券（売買目的有価証券を除く。）を保有する場合、これを時価で評価し、評価差額は特別損失に計上している。</p> <p>その発行会社の財政状態が著しく悪化した市場価格のない株式を保有する場合、これについて相当の減額をし、評価差額は当期の損失として処理している。</p>
棚卸資産	原価法を採用している棚卸資産で、時価が取得原価より著しく低く、かつ、将来回復の見込みがないものがある場合、これを時価で評価している。
未成工事支出金	発注者に生じた特別の事由により施工を中断している工事で代金回収が見込めないものがある場合、この工事に係る原価を損失として計上し、未成工事支出金から控除している。

	<p>施工に着手したものの、契約上の重要な問題等が発生したため代金回収が見込めない工事がある場合、この工事に係る原価を損失として計上し、未成工事支出金から控除している。</p>
経過勘定等	<p>前払費用と前払金、前受収益と前受金、未払費用と未払金、未収収益と未収金は、それぞれ区別し、適正に処理している。</p> <p>立替金、仮払金、仮受金等の項目のうち、金額の重要なもの又は当期の費用又は収益とすべきものがある場合、適正に処理している。</p>
固定資産	<p>減価償却は経営状況により任意に行うことなく、継続して規則的な償却を行っている。</p> <p>適用した耐用年数等が著しく不合理となった固定資産がある場合、耐用年数又は残存価額を修正し、これに基づいて過年度の減価償却累計額を修正し、修正額を特別損失に計上している。</p> <p>予測することができない減損が生じた固定資産がある場合、相当の減額をしている。</p> <p>使用状況に大幅な変更があった固定資産がある場合、相当の減額の可能性について検討している。</p> <p>研究開発に該当するソフトウェア制作費がある場合、研究開発費として費用処理している。</p> <p>研究開発に該当しない社内利用のソフトウェア制作費がある場合、無形固定資産に計上している。</p> <p>遊休中の固定資産及び投資目的で保有している固定資産で、時価が50%以上下落しているものがある場合、これを時価で評価している。</p> <p>時価のあるゴルフ会員権につき、時価が50%以上下落しているものがある場合、これを時価で評価している。</p> <p>投資目的で保有している固定資産がある場合、これを有形固定資産から控除し、投資その他の資産に計上している。</p>
繰延資産	<p>資産として計上した繰延資産がある場合、当期の償却を適正に行っている。</p> <p>税法固有の繰延資産がある場合、投資その他の資産の部に長期前払費用等として計上し、支出の効果の及ぶ期間で償却を行っている。</p>
金銭債務	<p>金銭債務は網羅的に計上し、債務額を付している。</p> <p>営業上の債務のうち正常営業循環から外れたものがある場合、これを適正な科目で表示している。</p> <p>借入金その他営業上の債務以外の債務でその支払期限が1年以内に到来しないものがある場合、これを固定負債の部に表示している。</p>
未成工事受入金	<p>引渡前の工事に係る前受金を受領している場合、未成工事受入金として処理し、完成工事高を計上していない。ただし、工事進行基準による完成工事高の計上により減額処理されたものを除く。</p>
引当金	<p>将来発生する可能性の高い費用又は損失が特定され、発生原因が当期以前にあり、かつ、設定金額を合理的に見積ることができるものがある場合、これを引当金として計上している。</p> <p>役員賞与を支給する場合、発生した事業年度の費用として処理している。</p>

	<p>損失が見込まれる工事がある場合、その損失見込額につき工事損失引当金を計上している。</p> <p>引渡を完了した工事につき瑕疵補償契約を締結している場合、完成工事補償引当金を計上している。</p>
退職給付債務 退職給付引当金	<p>確定給付型退職給付制度（退職一時金制度、厚生年金基金、適格退職年金及び確定給付企業年金）を採用している場合、退職給付引当金を計上している。</p> <p>中小企業退職金共済制度、特定退職金共済制度及び確定拠出型年金制度を採用している場合、毎期の掛金を費用処理している。</p>
その他の引当金	<p>将来発生する可能性の高い費用又は損失が特定され、発生原因が当期以前にあり、かつ、設定金額を合理的に見積ることができるものがある場合、これを引当金として計上している。</p> <p>役員賞与を支給する場合、発生した事業年度の費用として処理している。</p> <p>損失が見込まれる工事がある場合、その損失見込額につき工事損失引当金を計上している。</p> <p>引渡を完了した工事につき瑕疵補償契約を締結している場合、完成工事補償引当金を計上している。</p>
法人税等	<p>法人税、住民税及び事業税は、発生基準により損益計算書に計上している。</p> <p>法人税等の未払額がある場合、これを流動負債に計上している。</p> <p>期中において中間納付した法人税等がある場合、これを資産から控除し、損益計算書に表示している。</p>
消費税	<p>決算日における未払消費税等（未収消費税等）がある場合、未払金（未収入金）又は未払消費税等（未収消費税等）として表示している。</p>
税効果会計	<p>繰延税金資産を計上している場合、厳格かつ慎重に回収可能性を検討している。</p> <p>繰延税金資産及び繰延税金負債を計上している場合は、その主な内訳等を注記している。</p> <p>過去3年以上連続して欠損金が計上されている場合、繰延税金資産を計上していない。</p>
純資産	<p>純資産の部は株主資本と株主資本以外に区分し、株主資本は、資本金、資本剰余金、利益剰余金に区分し、また、株主資本以外の各項目は、評価・換算差額等及び新株予約権に区分している。</p>
収益・費用の計上 (全般)	<p>収益及び費用については、一会計期間に属するすべての収益とこれに対応するすべての費用を計上している。</p> <p>原則として、収益については実現主義により、費用については発生主義により認識している。</p>
工事収益・工事原価	<p>適正な工事収益計上基準（工事完成基準、工事進行基準、部分完成基準等）に従っており、工事収益を恣意的に計上していない。</p> <p>引渡の日として合理的であると認められる日（作業を結了した日、相手方の受入場所へ搬入した日、相手方が検収を完了した日、相手方において使用収益ができたこととなった日等）を設定し、その時点において継続的に工事収益を計上している。</p> <p>建設業に係る収益・費用と建設業以外の兼業事業の収益・費用を区分して計上している。ただし、兼業事業売上高が軽微な場合を除く。</p>

	工事原価の範囲・内容を明確に規定し、一般管理費や営業外費用と峻別のうえ適正に処理している。
工事進行基準	工事進行基準を適用する工事の範囲（工期、請負金額等）を定め、これに該当する工事については、工事進行基準により継続的に工事収益を計上している。
	工事進行基準を適用する工事の範囲（工期、請負金額等）を注記している。
	実行予算等に基づく、適正な見積り工事原価を算定している。
	工事原価計算の手続きを経た発生工事原価を把握し、これに基づき合理的な工事進捗率を算定している。
	工事収益に見合う金銭債務「未成工事受入金」を減額し、これと計上した工事収益との減額がある場合、「完成工事未収入金」を計上している。
受取利息配当金	協同組合から支払いを受ける事業分量配当金がある場合、これを受取利息配当金として計上していない。
支払利息	有利子負債が計上されている場合、支払利息を計上している。
J V	共同施工方式のJ Vに係る資産・負債・収益・費用につき、自社の出資割合に応じた金額のみを計上し、J V全体の資産・負債・収益・費用等、他の割合による金額を計上していない。
	分担施工方式のJ Vに係る収益につき、契約金額等の自社の施工割合に応じた金額を計上し、J V全体の施工金額等、他の金額を計上していない。
	J Vを代表して自社が実際に支払った金額と協定原価とが異なることに起因する利益は、当期の収益または未成工事支出金のマイナスとして処理している。
個別注記表	重要な会計方針に係る事項について注記している。 資産の評価基準及び評価方法 固定資産の減価償却の方法 引当金の計上基準 収益及び費用の計上基準
	会社の財産又は損益の状態を正確に判断するために必要な事項を注記している。
	当期において会計方針の変更等があった場合、その内容及び影響額を注記している。

経理処理の適正を確認した旨の書類

私は、建設業法施行規則第18条の3第3項第2号の規定に基づく確認を行うため、〇〇〇の令和×年×月×日から令和×年×月×日までの第×期事業年度における計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び注記表について、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準その他の企業会計の慣行を斟酌され作成されたものであること及び別添の会計処理に関する確認項目の対象に係る内容について適正に処理されていることを確認しました。

建設業者の商号又は名称、確認の対象となる決算期の期間と期を記入。

以下の資格を持つ者が記入する。
①公認会計士、税理士
②1級登録経理試験に合格した者

商号又は名称
所属・役職

氏名

以上

(参考様式) 発注証明書

○添付書類 完成工事高に係る請負契約書類 (9ページ参照)

「契約書」、「注文書」、「請求書と預金通帳の写し」、「請求書と相手方の確認印のある領収書の写し」のいずれも提出することができない場合には、この様式を使用し、**発注者が証明した原本を提出**してください。

群馬県知事提出用

- 1 この証明書は、建設業許可又は経営事項審査の確認資料として使用されます。内容をよく確認したうえで証明してください。
- 2 この証明書は、1件の発注ごとに作成してください。
- 3 この証明書の内容について、確認または資料の提出を求めることがあります。
- 4 この証明書の内容についての責任は、証明者に発生します。
- 5 建設業法第19条により、建設工事の請負契約においては、書面による契約が義務づけられています。

発 注 証 明 書

1 施工業者(発注先) 商号 _____
代表者 _____

2 工事内容 _____ (具体的に)

3 工事場所 _____ 都・道・府・県 _____ 市・区・町・村 _____

4 発注金額(変更後最終) _____ 円 (税抜・税込)

5 工期 (着手年月) 令和 _____ 年 _____ 月
(完成年月) 令和 _____ 年 _____ 月 (引き渡し)

上記のとおり発注したことに、相違ないことを証明します。

令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

証明日を記載

※請負工事の契約日ではないので注意

証明者(発注者)

所在地 _____

証明者の捺印が必要

商号 _____

代表者 _____ 印(代表取締役印)

電話番号 _____ () _____

建設業許可 国土交通大臣・ _____ 知事 般・特 () _____ 号

※建設業許可業者のみ

証明書に関する問合せ先 部署 _____ 氏名 _____

(参考様式) 雇用保険加入済確認願

雇用保険加入済確認願

令和 年 月 日

公共職業安定所長 様

事業所名

住 所

代 表 者

印

労働保険番号 □□□□□□ - □□□□□□□□ - □□□□

雇用保険事業所番号 □□□□□ - □□□□□□□□ - □□

設置年月日 昭和・平成・令和 □□年□□月□□日

上記のとおり相違ないことを確認しました。

令和 年 月 日

公共職業安定所長 印

(参考様式) 「防災協定締結証明書」雛型

証 明 書

所 在 地
商号又は名称
許 可 番 号
代 表 者 名

上記の者は令和 年 月 日付けで群馬県知事との間で締結した災害
時における応急対策業務に関する 災害協定に基づいて災害応急活動
等に従事する者であることを証明する。

審査基準日（決算日）：令和 年 月 日

令和 年 月 日
〇〇〇〇協会（団体名）
会長 〇〇〇〇証印

建設機械のリース契約に関する誓約書

群馬県知事 あて

所在地
許可番号
商号又は名称
代表者氏名

審査基準日 令和 年 月 日

下記の建設機械について、リース契約期間が審査基準日後1年7ヶ月に満たないうちに終了しますが、その後は当該機械を買い上げるか、もしくは引き続き契約を更新し審査基準日後1年7ヶ月を超える期間のリース契約を継続することを誓約します。

記

メーカー名	型式	製造・ 車体番号	リース期間
			年 月 日 ～ 年 月 日
			年 月 日 ～ 年 月 日
			年 月 日 ～ 年 月 日
			年 月 日 ～ 年 月 日
			年 月 日 ～ 年 月 日

建設機械のリース契約に関する誓約書 記載例

建設機械のリース契約に関する誓約書

群馬県知事 あて

所在地 群馬県前橋市大手町1-1-1
 許可番号 群馬県知事許可(般・特-XX)第XXXXX号
 商号又は名称 株式会社群馬建設
 代表者氏名 代表取締役 群馬太郎

審査基準日 令和〇〇年〇〇月〇〇日

下記の建設機械について、リース契約期間が審査基準日後1年7ヶ月に満たないうちに終了しますが、その後は当該機械を買い上げるか、もしくは引き続き契約を更新し審査基準日後1年7ヶ月を超える期間のリース契約を継続することを誓約します。

記

メーカー名	型式	製造・ 車体番号	リース期間
〇〇建機	AB-123	9876	令和 元 年 5 月 1 日 ~ 令和 2 年 4 月 30 日
			<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 契約時のリース期間を記入してください。 </div>
			年 月 日 ~ 年 月 日
			年 月 日 ~ 年 月 日
			年 月 日 ~ 年 月 日

保有建設機械一覧表

許可番号 10-

審査基準日

申請者名

	建設機械名称 ①	区分(注) ②											メーカー名 ③	型式 ④	製造・車体番号 ⑤	性能 ⑥	購入日 ⑦
		ショベル系掘削機	ブルドーザー	トラクターショベル	移動式クレーン	ダンプ車	モーターグレーダー	高所作業車	締固め用機械	解体用機械	アスファルト・フィニッシャ	不整地運搬車					
1																	年 月 日
2																	年 月 日
3																	年 月 日
4																	年 月 日
5																	年 月 日
6																	年 月 日
7																	年 月 日
8																	年 月 日
9																	年 月 日
10																	年 月 日
11																	年 月 日
12																	年 月 日
13																	年 月 日
14																	年 月 日
15																	年 月 日

※ 保有する建設機械について、上記一覧表に記載してください。

(リースによる建設機械は原則記載しないでください)

(注)ブルドーザーは「自重が3トン以上のもの」、トラクターショベルは「バケット容量が0.4立方メートル以上のもの」

移動式クレーンは「つり上げ荷重が3トン以上のもの」、ダンプ車は自動車検査証の車体の形状欄に「ダンプ」、「ダンプフルトレーラー」、「ダンプセミトレーラー」と記載のあるもの、モーターグレーダーは「自重が5トン以上のもの」、高所作業車は「作業床の高さが2メートル以上のもの」が対象です。

保有建設機械一覧表 記載例

契約書等又は特定自主検査記録表等に記載のある「型式」「製造・車体番号」「性能」を記入してください。
 ※クレーンの場合は「刻印番号」を記入してください。
 ※ショベル系掘削機、締固め用機械、解体用機械、**不整地運搬車**については、⑥「性能」の記入は不要です。

許可番号 10- 審査基準日

申請者名

No.	建設機械名称 ①	区分 (注) ②											メーカー名 ③	型式 ④	製造・車体番号 ⑤	性能 ⑥	購入日 ⑦
		ショベル系掘削機	ブルドーザー	トラクターショベル	移動式クレーン	ダンプ車	モーターグレーダー	高所作業車	締固め用機械	解体用機械	アスファルト・フィニッシャ	不整地運搬車					
1	クレーン機能付油圧ショベル	○											〇〇建機	AB-123	9876		平成 31 年 4 月 1 日
2	油圧ショベル	○											〇〇建機	CP-456	5432		令和 元年 5 月 2 日
3	ブルドーザー		○										△△製作所	GH-012	7654	3.2t	令和 元年 5 月 2 日
4	トラクターショベル			○									〇〇建機	IJ-345	3210	2m3	平成 30 年 月 日
5	移動式クレーン				○								××製作所	KL-234	(※) 群 45678	4.9t	令和 元年 5 月 1 日
6	モーターグレーダー					○							〇〇建機	OP-654	6543	10.1t	令和 元年 5 月 2 日
7	高所作業車						○						〇〇建機	QR-765	1234	3.5m	令和 元年 5 月 2 日
8	ロードローラー							○					〇〇建機	ST-876	4567		令和 元年 5 月 2 日
9	ブレーカー								○				△△製作所	UV-987	8765		令和 元年 5 月 2 日
10	不整地運搬車										○	〇〇建機	WX-109	6789		令和 元年 5 月 2 日	
11																	年 月 日
12																	年 月 日
13																	年 月 日
14																	年 月 日
15																	年 月 日

平成 31 年 4 月 1 日

所有した日を記入してください。

平成 30 年 月 日

所有した日が不明である場合は、わかる範囲で記入してください。

下記の(注)に示す要件が確認できるよう、各性能等を記入してください。

※ 保有する建設機械について、上記一覧表に記載してください。

(リースによる建設機械は原則記載しないでください)

(注)ブルドーザーは「自重が3トン以上のもの」、トラクターショベルは「バケット容量が0.4立方メートル以上のもの」

移動式クレーンは「つり上げ荷重が3トン以上のもの」、ダンプ車は自動車検査証の車体の形状欄に「ダンプ」、「ダンプフルトレーラー」、「ダンプセミトレーラー」と記載のあるもの、

モーターグレーダーは「自重が5トン以上のもの」、高所作業車は「作業床の高さが2メートル以上のもの」が対象です。

経営事項審査申請書類確認書

経営規模等の申請書を提出するにあたり、次の事項について確認し、本確認書を申請書類と一緒に送付してください。

申請者名			
許可番号	群馬県知事 般・特() 第 号		
申請日	令和 年 月 日		
経営事項審査手数料	群馬県証紙() 円() (業種)		
様式名	添付の有無		確認事項
経営規模等評価申請書及び総合評定値請求書	必須		
工事種類別完成工事高	必須		
技術職員名簿	必須		
その他の審査項目(社会性等)	必須		
様式第4号 CPD単位を取得した技術者名簿	有	無	・該当する場合のみ添付
様式第5号 技能者名簿	必須		
様式第6号 誓約書・同意書(就業履歴蓄積措置)	有	無	・該当する場合のみ様式・添付資料必須
様式第7号 誓約書(建設技能者を大切にしている企業の自主宣言)	有	無	・該当する場合のみ様式・添付資料必須
経営状況分析結果通知書(原本)	有	無	
外国子会社並びに建設業者及び外国子会社についての数値の認定書(原本)	有	無	・該当する場合のみ添付
審査手数料群馬県収入証紙貼付書	必須		・正本のみの添付で可
添付書類	添付の有無		確認事項
消費税確定申告書の控えの写し並びに消費税及び地方消費税納税証明書の写し	有	無	・課税標準よりも完成工事高が大きい場合、その理由を画面で提出してください。
工事請負契約書・注文書等の写し	有	無	・工事経歴書の各業種記載順に上から3件を添付してください。 ・契約書・注文書がない場合は、請求書及び振込金額が確認できる通帳等、契約内容・事実が確認できるもの
減価償却実施額に係る確認書類	有	無	・法人税申告書別表16又は青色申告・白色申告該当部分 ※減価償却実施額が分析結果の参考値と同一の場合は添付不要
技術職員の資格に係る確認書類	有	無	
監理技術者資格証・監理技術者講習修了証	有	無	・1級国家資格者相当のみ加算
技術職員の常勤性に係る確認書類	有	無	・雇用期間が6か月を超える者のみ
CPD単位取得数を確認する書類(※)作業員名簿は最後に添付してください。	有	無	・「有」の場合は作業員名簿の添付が必須
技能レベル向上者数を確認する書類(※)作業員名簿は最後に添付してください。	有	無	・「有」の場合は作業員名簿の添付が必須
建退共に係る確認書類	有	無	
退職一時金制度若しくは企業年金制度に係る確認書類	有	無	
法定外労災補償制度に係る確認書類	有	無	・認定のための4つの要件をクリアしているか確認して下さい
えるぼし・くるみん・ユースエールの認定を確認する書類	有	無	
民事再生法又は会社更生法の適用を受けていることを確認する書類	有	無	・平成23年4月1日以降の申し立てのみ該当
防災協定の締結に係る確認書類	有	無	・証明書の場合は写し不可
監査の受審状況に係る確認書類	有	無	
公認会計士等の数及び2級登録経理試験合格者の数に係る資格確認書類の写し	有	無	
建設機械の保有状況を確認する書類	有	無	
エコアクション21及びISO9001並びにISO14001の所得状況を確認する書類	有	無	
作業員名簿(CPD単位取得者または技能レベル向上者がいる場合のみ)	有	無	
申請書副本の返却の希望の有無	有	無	・希望する場合には、必要な切手を貼った返信用の封筒を同封してください。
添付書類(確認資料等)の返却の希望の有無	希望する場合には、必要な切手を貼った返信用の封筒を同封してください。		
有(すべて)	有(建設機械一覧表のみ)	無	※副本と添付書類(建設機械一覧表)は返却時期が異なりますので別々に封筒を用意してください。
結果通知書の送付先	本人	代理人	【代理人の場合の送付先】(必須) 〒 ー 行政書士名
※結果通知書の送付先を代理人とする場合は、委任状に①結果通知書の受領に関することを委任する旨及び②委任者の押印が必須となります。			

令和 年 月 日

群馬県知事 山本 一太 へ

住所又は所在地
商号又は名称
代表者氏名

経営規模等評価申請
取下げ願
総合評定値請求

令和 年 月 日付で 経営規模等評価申請 をしましたが、取り下げをいた
します。
総合評定値請求

理由

【参 考】経営事項審査に関連する事項の問い合わせ先

問 い 合 わ せ 事 項		問 い 合 わ せ 先	電 話 番 号
建設業許可に関する事項		群馬県 県土整備部 建設企画課 建設業対策室 (前橋市大手町1-1-1 県庁21階南側)	027-226-3520
決算変更届出			
建設業退職金共済事業		勤労者退職金共済機構建退共群馬県支部	027-252-1666
中小企業退職金共済事業		勤労者退職金共済機構中小企業退職金共済事業本部	03-6907-1234
法定外労働災害補償制度		(財) 建設業福祉共済団	03-3591-8451
		(社) 全国建設業労災互助会	03-3256-0506
		全国中小企業共済協同組合連合会	03-3667-5111
建設業経理事務士試験		(財) 建設業振興基金 業務第二部	03-5473-4571
技 術 者 の 資 格	土木施工管理技士	(財) 全国建設研修センター 土木試験課	042-300-6860
	管工事施工管理技士	(財) 全国建設研修センター 管工事試験課	042-300-6855
	造園施工管理技士	(財) 全国建設研修センター 造園試験課	042-300-6866
	建築施工管理技士	(財) 建設業振興基金 試験研修本部	03-5473-1581
	電気工事施工管理技士		
	建設機械施工管理技士	(社) 日本建設機械化協会 試験部	03-3433-1575
	建築士	(財) 建築技術教育普及センター	03-6261-3310
	技術士	(社) 日本技術士会 技術士試験センター	03-3459-1333
	電気工事士	(財) 電気技術者試験センター	03-3552-7691
電気主任技術者	第1種 第2種 第3種	(財) 電気技術者試験センター	03-3552-7691
消防設備士		(財) 消防試験研究センター群馬県支部	027-280-6123
技能士		群馬県職業能力開発協会	0270-23-7761
建築設備資格者		(財) 建築技術教育普及センター	03-6261-3310
1級計装士		(社) 日本計装工業会	03-3580-8921
地すべり防止工事士		(社) 斜面防災対策技術協会	03-3438-0493
監理技術者資格者証		(財) 建設業技術者センター群馬県支部	027-253-1790
入札参加資格審査申請		中央省庁、都道府県、市町村、公社・公団など 各発注機関	
上記以外の事項		群馬県 県土整備部 建設企画課 建設業対策室 (前橋市大手町1-1-1 県庁21階南側)	027-226-3524